

第七條 運航業者又ハ船舶所有者ハ支配人其ノ他ノ代理人又ハ船長其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第五條又ハ前條第二項前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八條 第五條及第六條第二項前段ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第十條 第五條及第六條第二項前段ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

第十一條 本法中運航業者又ハ船舶所有者ニ關スル罰則ハ國又ハ道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 本法ハ陸海軍ニ屬スル船舶ニ付テハ之ヲ適用セズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

文 部 省

★ 義務教育費國庫負擔法中改正法律

昭和十六年四月一日から小學校令が國民學校令に改められることになつたので、本法中の小學校令の規定を引用してゐる條文を改正したものである。即ち、本法では市町村立尋常小學校の教員(代用教員を含む)の俸給のため北海道地方費及び府縣で要する經費の半額は、國庫で負擔することにし、代用教員の範圍は勅令で定める規定であつたのを、改正法では國民學校の職員(勅令で定める者を除く)の俸給に對して國庫がその半額を負擔することになつたのである。なほ本法は義務教育年限が延長される昭和十九年度から事實上實施されることになる。

(問) 教員俸給の全額を國家で負擔する意志はないか。

(答) 全額負擔は教育審議會でも決議した。しかし財政その他の關係でいろいろと考慮しなければならぬので、將來は十分に研究したい。

(問) 國民學校制度に伴ふ教員の充足、質の向上対策は十分か。

(答) 國民學校制の實施によつて、從來の高等小學校が義務教育となる譯で、その實現は昭和十九年以降である。従つて、所要人員の充足を圖るために師範學校生徒の募集人員を増加する一方、現教員の質の向上を圖るために昭和十五年度から五年に亘つて、全國教員の約半數十五萬人の再教育を實施中で、また、師範教育制度の根本的改善も調査を進めてゐる。

(問) 青年學校と國民學校の關係はどうなるか。

(答) 國民學校制の實施によつて昭和二十年度以後は青年學校の普通科、丁度國民學校の高等科に該當する年齢の少年は國民學校の高等科で教育を受けることになる。従つてまた、一般的には青年學校の普通科は廢止になる譯である。しかし、普通科の課程で國民學校高等科の課程と同等以上と認められたものは、例外的に昭和二十年四月一日以降當分の間、存続することが出来ることになる。

司 法 省

★ 民法中改正法律

本法は戸主の居所指定に従はない家族に對する離籍權の濫用を防止するため、民法第七百四十九條の規定に改正を加へたものである。即ち、現行同條に依れば、家族は戸主の意に反してその居所を定めることを得ず、若し、家族が戸主の指定した居所にゐないときは、戸主はその間その家族に對する扶養の義務を免れるのみならず、これに對し相當の期間を定めて、自己の指定した場所に居所を移すべき旨を催告し、家族がこの催告に應じないときは、これを離籍することを得ることになつてゐる。而して、この離籍といふことは、これにより家族は從來の家を去り、一家を創立することになり、延いて若しその家族が遺族扶助料、特別賜金等の拜受者である場合には、その資格を失ふ結果を

生ずるのであるから、一家統率の必要上止むを得ない場合にのみ之を行ふべき重大な制裁である。然るに、實際には、不當の目的で濫用されることが往々にあり、この爲に忌むべき紛争を惹起するやうな事例が近時特に著しく増加してゐる。尤も、このやうな不當な行爲は、いはゆる權利の濫用として無効とする判例もあるが、民法上このやうな不當な離婚が出来ないやうに明らかに規定し、忌むべき紛争を未然に防止し、我が家族制度の精華を發揚することは極めて適當である。本法はこの趣旨に基づいて、家族が適當の理由がないのに拘らず戸主の居所移轉の催告に應じない場合に、戸主は裁判所の許可を得てこれを離婚することができると改め、即ち、果して右正當の理由があるかどうかについて、まづ裁判所の適正な判断を受けた上、事を決すべきものとしたのである。尙ほ、この許可の管轄裁判所、手續等については非訟事件手續法中改正法律に關する解説を参照されたい。

【民法中左ノ通改正ス】

第七百四十九條第三項中 「若シ家族カ其催告ニ應セサルトキハ戸主ハ之ヲ離婚スルコトヲ得」ヲ「若シ家族カ正當ノ理由ナクシテ其催告ニ應セサルトキハ戸主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ離婚ス

ルコトヲ得」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

★ 非訟事件手續法中改正法律

本法は民法中改正法律に伴ひ、離婚の許可等に關する手續規定を非訟事件手續法中に設けたものである。即ち、右許可は、その戸主の住所地の區裁判所で離婚されんとする家族を審訊し、その他非公開の手續に依り、十分に事實を探知した上これを決せんとするのである。尙ほ、許可を與へた裁判に對しては、離婚されんとする家族に限り即時抗告することが出來、この抗告は執行停止の效力を有すること、及び許可を與へない裁判に對しては戸主に限り抗告することができることになつてゐる。

【非訟事件手續法中左ノ通改正ス】

目錄及第二編中「第六章 隱居、廢家、子ノ懲戒、家督相續人及ヒ親族會ニ關スル事件」ヲ「第六章 離婚、隱居、廢家、子ノ懲戒、家督相續人及ヒ親族會ニ關スル事件」ニ改ム

第二編第六章中第九十條ノ前ニ左ノ一條ヲ加フ

第八十九條ノ二 離籍ノ許可ハ離籍ヲ爲サントスル戸主ノ住所地ノ區裁判所ノ管轄トス
裁判所ハ裁判ヲ爲ス前離籍セラレントスル家族ヲ審訊スルコトヲ要ス
離籍ノ許可ヲ與ヘタル裁判ニ對シテハ前項ノ家族ニ限り即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止
ノ效力ヲ有ス

第七十八條ノ規定ハ前項ノ抗告ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

★ 戸籍法中改正法律

今次事變勃發以來、戸籍事務は著しく繁忙はじばじの度を加へ、特に諸般の身分證明のため、戸籍の謄本または抄本の交付を申請する件数が毎年激増を續け、全国各地の戸籍吏員はこの處理に忙殺ばうさつされ、延いてその處理に迅速を缺き、國民に迷惑を及ぼすことが少くないので、事務の簡捷かんせつと關係人の便益とを圖るため、今回次のやうに戸籍法に改正を加へたのである。

(1) 戸籍謄本の交付を申請する者が、婚姻、分家、死亡等に因り既に除籍された者に關する戸籍の記載は、謄寫ちやうしやを受ける必要のない場合には、その者の請求に依つて謄寫を省略して謄本を作ることができ。

(2) 前に交付を受けた謄本又は抄本があるときには、戸籍吏員から記載事項にその後變更ない旨の證明を受け、新たに謄本又は抄本を受けるに代ふるを得る。

(3) 更に戸籍に記載してある事項について、戸籍吏員から相違なき旨の證明を受けて、謄本又は抄本を受くるに代り得る。

尙ほ右の(2)、(3)の證明を受けるためには手数料の納付なうふを要するが、その額は何れも極めて低廉に定められる豫定である。

【戸籍法中左ノ通改正ス】

第十四條第四項ヲ第五項トシ同項中「原大ト相違ナキ旨」ノ下ニ「及ヒ請求ニ因リ除籍者ニ關スル記載ノ謄寫ヲ省略シタルトキハ其旨」ヲ加ヘ同條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

謄本ハ請求ニ因リ除籍者ニ關スル記載ノ謄寫ヲ省略シテ之ヲ作ルコトヲ得

第十四條ノ二 戸籍ノ謄本又ハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

前條第二項、第三項及ヒ第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

法律案解説

第十四條ノ三 戸籍ニ記載シタル事項ニ付キ證明ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十四條第二項、第三項及ヒ第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

★民事訴訟法中改正法律

今回の民事訴訟法の改正は、強制執行に關するもので、競賣を圓滑に行ふことを目的とする。そして、この改正規定は競賣法による競賣にも準用されるから、民事訴訟法の改正ではあるが、競賣法の改正も同時に行はれたことになり、裁判所又は執達吏の關係する競賣手續は、總て適當に更正されるわけである。改正の要點は

- (一) 動産及び不動産の競賣手續に任意賣却等の特例を認めたこと
- (二) 不動産の再競賣の弊害を除去するため保證金沒收の制度を採つたことである。

(一) 動産及び不動産の競賣は原則として所謂糶上競賣で、例外として任意賣却又は入札拂を許してゐる。ところが專變以來各種の物資に公定價格とか統制價格が定められ、一面配給機構が整備され、配給統制が行はれてゐる。これ等の統制に關する法令が、民事訴訟法又は競賣法によつて行ふ競賣手續を拘束するか否かについては解釋上相當の疑問があり、假に拘束するものとするれば競賣手續をどうするかの問題が生ずる。

第五八二條ノ二及び第六六二條ノ二の新設規定は主にこれを解決せんとするのである。

先づ、動産については從來、債權者又は債務者の申立て許してゐた糶上競賣以外の賣却方法を裁判所が職權を以て命ずることが出来ることにした。これによつて動産に對する執行については、入札拂、任意賣却等の方法で換價することが許され、或る種の物資については配給關係者以外の競賣を許さないと云ふ方策も講ずることが出来るのである。

不動産については動産の場合と異り、任意賣却等を許すことは適當でないから、今

まで通りの手續で競賣するのであるが、競賣条件を變更し、その条件に従つて換價する途を拓いた。例へば農地が競賣される場合、最低價競賣價が臨時農地價格統制令第三條所定の價額を超えるときには、これを引下げることが許され、その他、競賣最高價額を定め、或ひは競落人の範圍を限定する等の措置を講ずることも出来る。法文には單に賣却条件の變更といつてゐるが、法律上賣却条件に何の制限もない場合に、或種の制限を附することも、變更に該當するものと解して差支ない。

(二) 不動産の再競賣は競落人が代金を支拂はない場合に、裁判所が支拂を命ずるのであるが、この制度は競賣ブローカーに悪用され、競賣手續の圓滑を妨げてゐる。これを防止するために第六八八條及び第六九四條を改正した。

従來は再競賣手續は、再競賣期日の三日前までに買入代金及び手續の費用を支拂ふと、これを取消したのであるが、改正法では買入代金には利息を附さしめ、この利息は賣却代金の一部に繰入れることにした。

また、再競賣が取消されることなく行はれた場合に、再度の競落代價が最初の競落代價より高いときには、最初の競落人は別に制裁を受けなかつたが、改正法では再競

賣を行つた場合には、如何なる場合でも最初の競落人が預けた保證金はこれを返還しないで、賣却代金として債權者に配當することにした。これによつて競落人は、遅くとも再競賣期日の三日前までに代金を支拂はないと、競落代金の十分の一に當る保證金の沒收を免れないことになるから、再競賣手續の悪用は跡を斷つことになるわけである。

【民事訴訟法中左ノ通改正ス】

第五百八十五條ノ二 執行裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ前條ノ裁判ヲ爲スコトヲ得

右裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第六百六十二條ノ二 裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ本款ニ掲ケタル賣却条件ヲ變更スルコトヲ得

右裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ執達吏ヲシテ不動産ニ付キ必要ナル取調ヲ爲サシムルコトヲ得
第六百八十八條第四項中「買入代金」ノ下ニ「代金支拂期日ヨリ代金支拂マテノ利息」ヲ加ヘ同條第五項ヲ左ノ如ク改ム

再競賣ヲ爲ストキハ前ノ競落人ハ競買ニ加ハルコトヲ許サス且競買ノ保證ノ爲メ預ケタル金銭又ハ有價證券ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス

前ノ競落人ハ再度ノ競落代價カ最初ノ競落代價ヨリ低キトキハ不足ノ額及ヒ手續ノ費用ヲ負擔ス

第六百九十四條第二項ニ左ノ二號ヲ加フ

第三 第六百八十八條第四項ノ場合ニ於テハ代金支拂期日ヨリ代金支拂マテノ利息

第四 第六百八十八條第五項ノ場合ニ於テハ前ノ競落人ヨリ競買ノ保證ノ爲メ預リタル金額

同條第四項中「最高競買價額」ヲ「競買」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

★陪審法中改正法律

改正の要點は、従前の陪審法の規定によると陪審員資格者名簿及び陪審員候補者名簿は何れも市町村長が毎年調製することになつてゐたが、本改正法では陪審法運用の實情

と現下市町村の事務繁劇に鑑み、陪審法の運用に支障を生じない範圍内で右の各名簿調製手續を簡易化するため、これを四年毎に調製することに改めたのである。尙ほ、本法施行の際、現に效力を有する前記各名簿は引續き昭和十九年十二月末日までその效力を有し、従つて本法施行後最初の名簿は昭和十九年に調製すればよいことになつてゐる。

【陪審法中左ノ通改正ス】

第十七條第一項中「毎年」ヲ「四年毎ニ」ニ、「九月一日」ヲ「其ノ年ノ九月一日」ニ改ム

第二十二條中「毎年九月一日迄ニ翌年所要ノ」ヲ「陪審員資格者名簿ヲ調製スル年ノ九月一日迄ニ其ノ翌年ヨリ四年間所要ノ」ニ改ム

第二十八條中「其ノ年内」ヲ「其ノ陪審員候補者名簿調製ノ年ノ翌年ヨリ四年間」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行後最初ノ陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ノ調製ハ昭和十九年ニ於テ之ヲ行フ

本法施行ノ際現ニ效力ヲ有スル陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ハ引續キ昭和十九年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

★借地法 中改正法律

借地法及び借家法は、民法の特別法で大正十年に制定された。当初は、東京、京都、大阪、横濱、神戸の五大都市とその附近の町村に施行されたのに過ぎなかつたが、その後數回施行地區を擴張し、昭和十五年九月二十六日現在では三府八縣と全國の主要都市に實施され、更に十六年三月十日には全國に實施された。

借地法及び借家法の制定の趣旨は、借地・借家關係を一般民法の規定のみに委ねることとは妥當でないことを認めため、この法律の實施によつて借地・借家關係は適當に是正され、借地人及び借家人の地位は略々安定したのであつた。ところが事變以來、土地建物價格の昂騰、殷賑産業の勃興等が原因して借地・借家は拂底し、借地・借家を求める者が次第に増加したため、地主・家主の中には或ひは契約の更新をせず、或ひは解約の申入をして借地・借家を取上げて他に有利に利用しようとする者が多くなつて來て、借地人・借家人の不安は、一個の社會問題となつた。

政府では住宅營團法及び貸家組合法によつて住宅の供給を豊富にすると共に、他面、

借地・借家の現状を悪化させないために、借地法及び借家法の改正を企圖した。

借地人・借家人が現在の住居を維持することは、戦時下社會生活を營むため最小限度の要請である。これに應ずるためには契約更新の拒絶又は解約の申入に或る程度の制限を附すことは已むを得ないものと謂はねばならぬ。すなはち、地主・家主は「自ら使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合」の外は契約の更新を拒絶することも解約の申入をすることも許さないことにした。勿論この改正は、善良な地主・家主を抑壓する趣旨ではなく、また惡質な借地人・借家人を保護する趣旨でもないから、地主・家主が借地人・借家人の賃料延滞等を原因とする契約解除權(民法第五四一條)等には何等の影響も及ぼさない。

兩改正法を通じて最も大きな問題は、所謂「正當ノ事由アル場合」の解釋であるが、これは一に裁判所の判斷するところである。しかし本改正の趣旨から見て、「自ら使用スルコトヲ必要トスル場合」の外次のやうな場合が考へられる。

- (イ) 借地人・借家人に地代又は賃料の延滞ある場合
- (ロ) 借地人・借家人が地主・家主に無斷で土地又は建物の原狀を著しく變更した場合

(ハ) 借地人・借家人が地主・家主に無断で他人に土地建物を轉貸し又は賃借權を讓渡した場合
 (ニ) 借地人・借家人が破産の宣告を受けた場合
 また左の場合は大體に正當の事由に該當するものと思はれる。

(イ) 自己の家族又は親族に借地・借家を使用させることを必要とする場合

(ロ) 家族が事實上の分家をすることを必要とする場合

(ハ) 建物の移轉又は改築を必要とする場合

(三) 借地・借家條件に違反した場合

ここに「大體に」といつたのは、例へば借家人が居住の儘で建物の改築をすることを得る場合とか、輕微な借地・借家條件の違反は所謂正當の事由に該當しないからである。孰れにしても正當の事由の判斷は、訴訟になれば裁判所の認定するところである。又單なる口實は正當の事由とならぬことは言を俟たぬ。

本改正の要點は以上に盡きるが、次に借地法と借家法とを區別して改正條文の大體の説明を掲げる。

借地法の改正

借地法の改正は第四條と第六條とに關する。改正前の第四條第一項は「借地權消滅ノ

場合ニ於テ建物アルトキハ借地權者ハ契約ノ更新ヲ請求スルコトヲ得」と規定し、借地權者に契約の更新請求の權利を認めてゐたが、地主側は必ずしもこの請求に應ずる必要はない。地主が更新を欲しないときには建物の買取を請求されるから、買取を好まぬ場合にのみ契約の更新を承諾すれば足りたのである。これでは借地權者は地主が承諾しない限り建物の所有權を失ふわけであるから、改正法では、「借地權消滅ノ場合ニ於テ借地權者が契約ノ更新ヲ請求シタルトキハ建物アル場合ニ限り前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借地權ヲ設定シタルモノト看做し、地主が「自ら使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ニ於テ遲滞ナク異議ヲ述ベル」と更新しないものとした。そして更新しない場合には借地權者は建物の買取請求權を有する。

この改正の結果、第五條の適用範圍は幾分狭められた。第五條は任意に契約を更新する場合の規定だからである。しかし第四條の規定は當事者が任意に更新することを必ずしも妨げない。

第六條の改正は第四條の改正と權衡を考へたのであつて、特に説明する必要はないであらう。

借家法の改正

賃貸人が賃貸借の更新を拒み又は解約を申入することは、民法上で認められてゐるわけであるが、改正法では第一條ノ二の規定を新設し、「自ら使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合」に限定した。これによつて何等の債務不履行のない借家人が單なる更新拒絶又は解約申入に因り住居を失ふ弊害は除去されるのである。

第二條の改正は解約の申入の場合との權衡を考へ、また當事者が契約の更新を豫期してゐるのを通常とする點を考慮し、賃貸借に期間の定めがある場合、當事者は更新拒絶の豫告をすべきものとしたのである。注意すべきことは茲に當事者とは賃貸人、賃借人雙方を指すのである。若し通知義務を怠ると契約は當然更新される。第二項は改正前の第三條第三項と同一趣旨である。

次に第三條及び第三條ノ二の改正は、本改正法の適用上、一年未滿の期間の定めある賃貸借は期間の定めなきものとして取扱ふことにしたのであつて、改正前の第三條第二項と同一趣旨である。唯、六月を一年に改めたのは第二條の改正規定との關係を考慮した結果に外ならぬ。

第四條及び第六條の改正は條文の整理に過ぎず、附則について特に解説を必要としな

いであらう。

(問) 敷金を制限してはどうか。
(答) 敷金のことは地代家賃統制令を制定する際にも問題になつたが、地方によつて非常に區々になつてゐて、これを一律にするのは無理のやうに思はれるので制定しなかつた。しかし今議會に提出した借家組合法の組合により自治的に統制されて行く筈で、このやうに方面から統制した方が技術的に見ても適當のやうに思はれる。

【借地法中左ノ通改正ス】

第四條 借地權消滅ノ場合ニ於テ借地權者カ契約ノ更新ヲ請求シタルトキハ建物アル場合ニ限り前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借地權ヲ設定シタルモノト看做ス但シ土地所有者カ自ラ土地ヲ使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ニ於テ遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

借地權者ハ契約ノ更新ナキ場合ニ於テハ時價ヲ以テ建物其ノ他借地權者カ權原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタル物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

買置議會の總決算

第五條第一項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ建物アルトキハ土地所有者ハ第四條第一項但書ニ規定スル事由アルニ非サレハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ニ設定シタル借地權ニ付亦之ヲ適用ス

【借家法中左ノ通改正ス】

第一條ノ二 建物ノ賃貸人ハ自ラ使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ニ非サレハ賃貸借ノ更新ヲ拒ミ又ハ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得ス

第二條 當事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メタル場合ニ於テ當事者カ期間滿了前六月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非サレハ更新セザル旨ノ通知ヲ爲ササルトキハ期間滿了ノ際前賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス

前項ノ通知ヲ爲シタル場合ト雖モ期間滿了ノ後賃借人カ建物ノ使用又ハ收益ヲ繼續スル場合ニ於テ賃貸人カ遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキ亦前項ニ同シ

第三條第二項ヲ削リ同條中「前條」ヲ「前條第二項」ニ改ム

第三條ノ二 一年未滿ノ期間ノ定アル賃貸借ハ之ヲ期間ノ定ナキモノト看做ス

第四條第一項中「解約申入」ノ上ニ「賃貸借ノ期間滿了又ハ」ヲ加フ

第六條中「前五條」ヲ「前七條」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ニ爲シタル建物ノ賃貸借ニ付亦之ヲ適用ス

第一條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前ニ解約ノ申入アリタル場合ニモ亦之ヲ適用ス但シ本法施行前既ニ借家法第三條第一項ノ期間ヲ經過シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

本法施行ノ際現ニ存スル建物ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ガ其ノ期間滿了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第二條第一項ノ期間內ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ賃貸借ガ期間ノ滿了ニ因リ終了シタルトキハ第四條ノ改正規定ニ拘ラズ轉賃借モ亦終了ス

★ 大正二年法律第九號中改正法律（裁判所管轄區域ニ
關スル件）

裁判所の土地の管轄は議會の協贊を経た法律で定められる。即ち裁判所構成法第四條の「裁判所ノ設立廢止及管轄區域並ニ其ノ變更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」によるのである。

司法は國民の權義を保全し、社會の秩序を維持する重要な國務に屬するので、その運用も専ら公正を旨としなければならない。この點、たゞ便宜であるとの理由から事を處することは、司法では許されないのである。従つて、裁判所の管轄區域を定めたり、變更するのにも法律によつて最も慎重な手續を経ねばならない。大正二年法律第九號は右の様な使命をもつて、裁判所の土地管轄を定める爲に生れたものである。今次の改正法は其の後最近までの交通機關の發達と各地の經濟狀況とを參酌して、全國七十九町村に對する區裁判所の管轄を變更することにし、なほ、序でに一部市町村の名稱等の變更に伴ふ

訂正を加へた。登記所（區裁判所出張所）の管轄は別に司法省令で定められるが、その管轄は今次の改正によつて實際上の取扱に影響を受けるところは僅少の見込である。なほ、本法の施行期日は來る五月一日の豫定である。

區裁判所の管轄を變更する町村及び新舊管轄區裁判所の名稱は左の通りである。

一、埼玉縣の部

(1) 北葛飾郡 吉田村、八代村、田宮村、杉戸町、豐岡村、櫻井村（浦和區裁判所から越ヶ

谷區裁判所へ）

(2) 北埼玉郡 三田ヶ谷村、村君村（浦和區裁判所から熊谷區裁判所へ）

(3) 入間郡 南畑村、鶴瀬村、三芳村（浦和區裁判所から川越區裁判所へ）

(4) 比企郡 龜井村（熊谷區裁判所から川越區裁判所へ）

二、千葉縣の部 山武郡 大和村、土氣町、瑞穂村、大網町、山邊村、増穂村（八日市場區裁

判所から千葉區裁判所へ）

三、茨城縣の部 那珂郡 瓜連町（太田區裁判所から水戸區裁判所へ）

四、新潟縣の部

(1) 東蒲原郡全部（新發田區裁判所から新潟區裁判所へ）

法律案解説

- (2) 中魚沼郡全部(大日町區裁判所から長岡區裁判所へ)
- (3) 三島郡 島田村、西越村、出雲崎町(長岡區裁判所から柏崎區裁判所へ)
- 五、京都府の部 與謝郡 野間村(宮津區裁判所から峯山區裁判所へ)
- 六、徳島縣の部 麻植郡 木屋平村(川島區裁判所から脇町區裁判所へ)
- 七、岐阜縣の部 益田郡 下原村(高山區裁判所から岐阜區裁判所へ)
- 八、福井縣の部 丹生郡 天津村、志津村(武生區裁判所から福井區裁判所へ)
- 九、富山縣の部 西礪波郡 福岡町の内大瀧(舊大瀧村)(出町區裁判所から高岡區裁判所へ)
- 一〇、山口縣の部 阿武郡 篠生村、生雲村、地福村、徳佐村(萩區裁判所から山口區裁判所へ)
- 一一、岡山縣の部 浅口郡 大島村(玉島區裁判所から笠岡區裁判所へ)
- 一二、長崎縣の部 北高來郡 江ノ浦村、田結村、戸石村(大村區裁判所から長崎區裁判所へ)
- 一三、大分縣の部
 - (1) 西國東郡 田原村(杵築區裁判所から玉津區裁判所へ)
 - (2) 宇佐郡 和間村(中津區裁判所から玉津區裁判所へ)
- 一四、宮崎縣の部 西臼杵郡 諸塚村、椎葉村(高千穂區裁判所から延岡區裁判所へ)
- 一五、宮城縣の部 亙理郡全部(大河原區裁判所から仙臺區裁判所へ)

★刑法中改正法律(修正)

現行刑法は、明治四十一年に施行され、その後僅か一條が改正されたのみで今日に至つてゐる。その間、政府は大正十年十月臨時法制審議會に對し刑法改正の要否について諮問したところ、大正十五年十一月同會から「人心の趨向犯罪の情勢に鑑み刑法は之を改正するの要あり」として改正の綱領四十項目と共に答申があつた。そこで、昭和二年以來學者及び實務家を委員とした刑法並びに監獄法改正調査委員會を設け、同委員會はその後昨年三月まで審議を繼續し、漸く假案程度のものを得たので、昨年四月司法省から之を公表したのである。委員會の審議はその後も繼續されてゐたが、偶々昨年十月政府は各種委員會を整理することになり、右委員會も亦一時廢止したので、終に委員會は審議を終了するに至らず、従つて、その答申も得られなかつた。

以上のやうな經過で、刑法の全部の改正案は遂に今議會に提出することができなかつたが、併し現下の人心の動向、犯罪の趨勢その他内外の情勢に鑑みるときは、全部の改正の成案を得るを待たず、部分改正を行ひ、治安を確保し、國防國家體制の完璧を期す

る必要が緊切であるので、今回、前記委員會の假案を基礎にして刑法の一部改正を行つたのである。以下は改正法律の内容の略述である。

一、勞役場留置期間を延長したこと(第十八條の改正)

罰金を完納することの出来ない者は従來「一年以上一年以下」の範圍で裁判所の定めた期間勞役場に留置することになつてゐたが、最近各種の法律に規定される罰金刑が一般に高額になり、従つて裁判所の言渡す罰金刑も相當多額のものであるので、留置期間を「二日以上二年以下」に改め、二以上の罰金を併科するときは三年まで留置することができるやうにしたのである。

二、沒收の規定を擴充し(第十九條の改正)、追徴の規定を新設したこと(第十九條ノ二)

「犯罪行為より生じ又は之に因り得たる物」は従來も之を沒收し得たのであるが、改正法はその外、「犯罪行為の報酬として得たる物」及び以上に掲げた物の「對價として得たる物」も沒收し得ることにし、又これ等の沒收し得る物の全部又は一部を沒收することが出来ないとき(例へば消費して終つたやうな場合)はその價額を「追徴」することができることにした。以上は要するに、犯罪行為に關聯する不法な利益を犯人の手中に残さない

やうにする趣旨である。これ等の規定に依れば公定價格を超えて賣買した所謂闇取引によつて得た金銭は沒收、追徴し得ることになり、經濟事犯の防壓に大いに役立つことであらう。

三、人心の惑亂、經濟上の混亂を誘發する行為を防止するための規定を新設したこと

(第百五條ノ二乃至第百五條ノ四)

(1) 世人を惑はしまたは銀行預金の取付その他經濟上の混亂を誘發するやうな虚偽の事項を流布することを處罰する規定を設けた。

(2) 「戰時、天災その他の事變に際し」「暴利を得る目的を以て」「金融界の攪亂その他の方法で」「國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行為を爲したる者」には相當嚴重な刑を科する規定を設けた。

(3) 尙ほ右のやうに人心を惑亂し、經濟界を混亂し、國民經濟の運行を阻害するやうな行為を外國と通謀し、または外國に利益を與へる目的で謀略的に行ふことを處罰する規定を國防保安法の中に設け、兩者相俟つて治安の確保を圖ることにした。

四、贈收賄の規定を整備したこと(第百九十七條乃至第百九十八條)

公務員の廉潔を確保し、綱紀の振肅を圖ることは何時の時代でも必要なことであるが、殊に現在のやうに統制經濟の行はれる時代には一層その必要が痛感されるので、左の如き改正を行つたのである。

改正の要點は先づ處罰の範圍を擴大したことで

- (1) 公務員たらんとする者がその擔當すべき職務に關し請託を受けて收賄したときはその者が公務員になつた場合に之を處罰し得る旨の規定を設けた(第九十七條第二項)。
- (2) 公務員が自己の職務に關し請託を受けて第三者 例へば自己の關係する團體に賄賂を供與させるやうな場合にも處罰し得る規定を設けた(第九十七條ノ二)
- (3) 公務員が在職中請託を受けて不正行爲等を爲したことに關し退職後賄賂を收受、要求、約束することを處罰し得る規定を設けた(第九十七條ノ三第三項)
- (4) 以上の場合の贈賄者も亦處罰し得る規定を設けた(第九十八條)

右のやうに、現行法に缺けてゐる規定を補つた外に、現行法に規定のある收賄罪についてもその法定刑を高くし、之に相應じて贈賄罪の刑も整備強化したのである。

五、強制執行を免れる行爲を防止するため並びに公の競賣または入札の公正を圖るための規定を設けたこと(第九十六條ノ二及ビ第九十六條ノ三)

民事の裁判が如何に適正に行はれても、その執行が確保されなければ裁判は實質上その効果を擧げることが出來ず、裁判の威信にも關しまた正しい債權者の保護も全うすることができない。そこで強制執行を免れる目的で財産を隱匿、損壞若しくは假裝讓渡しまたは假裝の債務を負擔した者はこれを處罰するといふ規定を設けたのである(第九十六條ノ二條)。次に競賣または入札に際し、偽計若しくは威力を用ひ、又は公正な價格を害し若しくは不正の利益を得る目的で談合し、競賣又は入札が公正に行はれることを妨げる弊があるので、之を防止するため何等か適當の方策を講じなければならぬことは豫てから實務家の間で痛感されてゐたが、今回その罰則が設けられた(第九十六條ノ三)。

その他從來實務家の間で要望されてゐた失火罪の規定(第九十六條、第九十七條ノ二)及び公正證書原本不實記載罪等(第九十七條)の改正も行はれた。

【刑法中左ノ通改正ス】

目次中「第七章 犯人藏匿及ヒ證據湮滅ノ罪」ノ次ニ「第七章ノ二 安寧秩序ニ對スル罪」ヲ加フ
 第四條第三號中「第九十七條ノ罪」ヲ「第九十七條乃至第九十七條ノ三ノ罪」ニ改ム
 第十八條第一項中「一日以上一年以下」ヲ「一日以上二年以下」ニ改メ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

罰金ヲ併科シタル場合又ハ罰金ト科料ト併科シタル場合ニ於ケル留置ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス科料ヲ併科シタル場合ニ於ケル留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス
第十九條第一項第三號中「又ハ之ニ因リ得タル物」ヲ「若クハ之ニ因リ得タル物又ハ犯罪行為ノ報酬トシテ得タル物」ニ改メ同項ニ左ノ一號ヲ加フ

四 前號ニ記載シタル物ノ對價トシテ得タル物
同條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但犯罪ノ後犯人以外ノ者情ヲ知リテ其物ヲ取得シタルトキハ犯人以外ノ者ニ屬スル場合ト雖モ之ヲ沒收スルコトヲ得

第十九條ノ二 前條第一項第三號及ヒ第四號ニ記載シタル物ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴スルコトヲ得

第二編第五章中第九十六條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第九十六條ノ二 強制執行ヲ免ルル目的ヲ以テ財産ヲ隱匿、損壞若クハ假裝讓渡シ又ハ假裝ノ債務ヲ負擔シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十六條ノ三 偽計若クハ威力ヲ用ヒ又ハ談合ニ依リ公ノ競賣又ハ入札ノ公正ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

公正ナル價格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ談合シタル者亦同シ(兩院協議會ノ修正前)

即チ衆議院ノ原案ニ對スル修正追加ハ「公正ナル價格ヲ害スル目的ヲ以テ談合シタル者亦同シトナツテキタ」

第二百五條ノ次ニ左ノ一章ヲ加フ

第七章ノ二 安寧秩序ニ對スル罪

第二百五條ノ二 人心ヲ惑亂スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

銀行預金ノ取付其他經濟上ノ混亂ヲ誘發スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ七年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五條ノ三 戰時 天災其他ノ事變ニ際シ人心ノ惑亂又ハ經濟上ノ混亂ヲ誘發スヘキ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五條ノ四 戰時 天災其他ノ事變ニ際シ暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテ金融界ノ攪亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ十萬圓以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一百十六條第一項中「三百圓以下ノ罰金」ヲ「千圓以下ノ罰金」ニ改ム

第一百十七條ノ二 第一百十六條又ハ前條第一項ノ行為カ業務上必要ナル注意ヲ怠リタルニ因ルトキ又ハ重大ナル過失ニ出テタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

法律案解説

第二百五十七條第一項中「二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金」ヲ「五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金」ニ、同條第二項中「六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金」ヲ「一年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第百九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス請託ヲ受ケタル場合ニ於テハ五年以下ノ懲役ニ處ス

公務員又ハ仲裁人タラントスル者其擔當スヘキ職務ニ關シ請託ヲ受ケテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ公務員又ハ仲裁人ト爲リタル場合ニ於テ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十七條ノ二 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ請託ヲ受ケテ第三者ニ賄賂ヲ供與セシメ又ハ其供與ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十七條ノ三 公務員又ハ仲裁人前二條ノ罪ヲ犯シ因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

公務員又ハ仲裁人其職務上不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササリシコトニ關シ賄賂ヲ收受、要求若クハ約束シ又ハ第三者ニ之ヲ供與セシメ其供與ヲ要求若クハ約束シタルトキ亦同シ

公務員又ハ仲裁人タリシ者其在職中請託ヲ受ケテ職務上不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササリシコトニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十七條ノ四 公務員其地位ヲ利用シ他ノ公務員ノ職務ニ關スル事項ニ付斡旋ヲ爲シ又ハ爲シタルコトニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス(修正ニヨリ削除)

第百九十七條ノ四 (原案ハ五)犯人又ハ情ヲ知りタル第三者ノ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

第百九十八條 第百九十七條乃至第百九十七條ノ三(原案ハ五)ニ規定スル賄賂ヲ供與シ又ハ其申込若クハ約束ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

★治安維持法改正法律

改正された治安維持法は第一章罪、第二章刑事手續、第三章豫防拘禁の三章からなり、第一章は現行治安維持法の罰則に全般的な改正を加へて、整備強化したものであり、第二章及び第三章は今回新たに設けられた規定である。改正の趣旨と要點を概説すれば次の通りである。

罪 第一章の改正要點は次の六點にある。

- 一、國體の變革を目的とする結社に關する犯罪と、私有財産制度否認を目的とする結社に關する犯罪は、現行法では第一條第一項及び第二項で規定されてゐるが、改正法では第一條と第十條とに分離して規定し、また國體變革に關する犯罪には禁錮刑が廢止されて懲役刑のみとなり、刑の短期が引上げられた。
 - 二、改正法第二條に、支援結社、いはゆる外廓團體に關する處罰規定が新設された。
 - 三、改正法第三條に、準備結社に關する處罰規定が新設された。
 - 四、結社の程度に達しない集團に關する處罰規定が新設された。
 - 五、改正法第五條に、宣傳その他國體變革の目的遂行に資する一切の個人行爲を取締る包括的規定が新設された。
 - 六、類似宗教團體等に關する處罰規定が新設された。
- 斯様な改正を必要とした所以は、現行法は大正末期から昭和初年に互る思想運動情勢を背景として立案された關係上、共產主義運動、殊に日本共產黨の活動を主な對象とし

て規定されてゐるが、現行法實施當時に比べて現在の思想運動情勢は著しい變化を示してをり、その運動形態は從來の統一的、組織的形態から、分散的、個別的形態に移行し、黨の目的遂行のための活動から一轉して、黨の組織再建の準備活動、又は黨的機運の醸成のための活動に終始する状況にあるのみならず、例の反ファツシヨ人民戰線方策の採用以來、運動形態が益々複雑化するに至つたので、この新情勢に對應して刑罰法規を整備し、刑罰を加重して、我が國體の尊嚴にして冒すべからざることを規定の上でも明徴にし、以て取締の完璧を期する必要があるからである。

刑事手續

第二章は刑事訴訟法に對する特則として新刑事手續を規定してゐるが、その要點を擧げれば、

- 一、捜査機關に對して相當廣汎な強制捜査權を附與してゐること。
 - 二、公判手續に於て控訴審を省略し二審制度を採用してゐること。
 - 三、辯護士の指定及びその數の制限に關する規定を設けたこと。
 - 四、裁判管轄の移轉をなし得る場合を擴張したこと。
- 等であつて、この特別手續規定が新設されたのは、全く思想犯罪の特質に基づくものであ

る。即ち、その犯罪が組織的集團的に行はれるのみならず、その組織の多くは秘密組織で確信犯の特性を備へ、犯人の行動は極めて執拗で、一度釋放すれば直ちに所在を晦まして、所謂地下運動を開始するといった特殊の性格を有するこの種の犯罪に對しては捜査機關に相當程度の強制権を附與する必要がある、我が國體を變革し又は私有財産制度を根本的に破壊せんとする本法違反事件に對しては、内亂罪と同様、審級を省略する等特別の規定を設けて、その裁判を一日も速に確定する必要がある。また思想犯事件にしばしば見る所謂公判闘争を防止するためには、辯護士の指定制度を設けて選任の範圍を制限する必要がある、全國各地方に互る集團的組織的犯罪の審理を敏速適正に行ふためには、一ヶ所又は數ヶ所の裁判所に集中して審理する途を拓くため管轄移轉の自由を規定する必要があるのである。

豫防拘禁

第三章は豫防拘禁制度に關する規定であつて、本法第一章に規定する罪を犯し、刑の執行を終つて出獄せんとする者及び刑の執行終了若くは刑の執行猶豫の言渡を原因として思想犯保護觀察法による保護觀察中の者で、改悛の情なく、更に本法第一章の罪を犯す虞の顯著な所謂非轉向分子は、檢事の請求により、裁判所の決定

で、豫防拘禁所に收容することが出来る。豫防拘禁の期間は原則として二年であるが、本人が轉向を誓つて、收容の必要がなくなれば、二年の期間満了前でも、行政官廳の處分で退所させることが出来るが、轉向を肯ぜず拘禁繼續の必要があれば、裁判所の決定で拘禁期間を更新出来ることになつてゐる。

思想犯は確信犯なりと謂はれてをり、過去の實情に徴しても、一旦感染した思想は容易に拂拭し難く、刑の執行によつても全然悔悟せず、非轉向のまゝ出獄した者又は轉向を擬裝して寛大な處分を受けた者も少くない。か様な詭激分子は、保護觀察に附しても改悛を期待し得ないことは明白であるから、これを社會から隔離して惡思想の傳播を防止し、併せて強制の方法で思想の改善を圖り、忠良な日本人に復歸させる必要がある。豫防拘禁制度はこの必要を充足するために設けられたものである。

(問) 私有財産制度否認の意義如何。

(答) 私有財産制度の否認とは、私有財産制度と相容れない制度の實現を圖ること、すなはち、該制度を根本的に變更する、或ひは根本的に破壊するといふ意味である。私有財産制度とは私人が財物に對して有する所有權を基礎にし、所有權の有す

る機能を發揮するため、法が保護し、規律するところの制度であり國民生活の基本をなす一つの制度である。これを思想的にいふと、歴史的、國民的に抜くことの出来ない信念の存する國民共存共榮の律則を包含するものと解すべきである。従つて私有財産制度の否認は我が國家組織に動搖を及ぼし、我が國體を變革するに至る虞があると謂はねばならぬ。

(問) 土地國有論とか産業奉還論が唱へられてゐるが、これらは私有財産制度の否認となるか。

(答) 土地國有の主張もその内容を具體的に検討しないと直ちに私有財産制度の否認になるかどうか判然しない。若しも凡ゆる財物の所有を禁ぜんとする政治上の主張の下に、土地國有を主張する場合には、勿論私有財産制度の否認に該當するものとして取締の對策となるべきものと思ふが、土地は最も重要な生産資本であるから、その公有を主張する場合は、凡ゆる財貨の私有を禁ずる主張から出發してゐる場合が多いと思ふ。

産業奉還論といつても、その内容は必ずしも明確ではないが、若しもそれが凡ゆる資本の私有を禁じ、これを公有に移すべきだといふ主張ならば、か様な意見が現實の政治に於てその實現を主張された場合には、私有財産制度の否認に該當するものとして取締の對象となるべきものと思へる。

★ 國防保安法

近代戦はいはゆる國家總力戦であつて、各國は武力戦に力を入れるのみならず、相手國の機密を探知、蒐集する諜報活動及び相手國の國內を攪亂せんとする謀略活動を活潑に行つてゐる。敵性國の我が國に對するこれらの諜報並びに謀略活動に對抗してこれを粉碎するためにはあらゆる手段を講じなければならぬ。軍事上の機密を保護するためには軍機保護法があり、軍用資源の機密を保護するためには軍用資源機密保護法があるけれども、外交、財政、經濟等に關する國家の最高機密を保護すべき直接の法規は、獨、伊、英、米その他の諸國では既にこれを有してゐるのに、我が國にはなかつた。この緊迫した國際情勢の下に於て、これを缺くことは國防上甚だ遺憾である。國防保安法はこの缺陷を補ふために生れたのである。

本法は第一章罪、第二章刑事手續の二章から成る。

第一章 罪

第一條では、國防上外國に對し秘匿することを要する範圍を外交、財政、經濟その他に關する重要な國務に係る事項で、左の各號の一に該當するもの及びこれを表示する圖書物件と規定し、閣議、帝國議會の秘密會議等の會議に付された事項及びその會議の議事、右の會議に付するため準備した事項その他行政各部の重要な機密事項と規定し、本法に謂ふ國家機密が如何なるものかを定義してゐる。第三條乃至第七條ではこの國家機密を探知、収集すること、漏泄すること及び公にすることを處罰する規定を設けてゐる。尙ほ業務によつて國家機密を知得、領有した者が過失によつてこれを外國に漏泄しまたは公にしたときも亦罰せられる。公にすることは何人も知り得る状態に置くことである。これは外國の諜者も亦容易に之を知り得るのであつて、直接外國に漏泄する場合とその害惡の程度は同じである。また過失行爲はその人に惡意は認められないけれども、機密が外國に漏れることは惡意で漏らした場合と同じであるから、これも亦處罰する規定を設けた。

要するに、右の規定は國家機密が外國に漏れることを防止するのを目的としてゐるのであるが、國家の最高機密は國民の誰もが知つてゐるといふのではなく、これを取扱ふ官吏その他その事務に關與する極めて少數の者が知つてゐるのに過ぎないのであるから、これが外國に漏泄するのを防止するためには、それらの特定の者に注意を與へ、戒心を促し、機密の漏れる根源を絶つことが最も必要な事柄であるからその趣旨に基づいて規定が設けられてゐるのである。

尙ほその他に、國家機密以外のものではあるが、國防上の利益を害する目的で外交、財政、經濟等に關する情報を探知、収集すること及びその用途に供せられる虞のあることを知りながら外國に通報する目的で情報を探知、収集すること、即ち外國の諜者やその手先に使はれる行爲をする者を處罰する規定を設け（第八條）、更に外國と通謀しまたは外國に利益を與へる目的で帝國の治安を害する事項を流布すること、金融界の攪亂、重要物資の生産または配給の阻害その他の方法で國民經濟の運行を著しく阻害する虞のある行爲をすること、即ち治安攪亂、經濟攪亂の處罰規定も設けた（第九條、第十條）。

尙ほ、國家機密が外國に漏れること及び右のやうな擾亂行爲を未然に防止するため未遂、豫備、陰謀、教唆、誘惑、煽動等も罰する規定を設けてゐる(第十一條乃至第十三條)。

第二章 刑事手續

本法の目的を達するためにはたゞ罰則を設けるだけでは十分でない。敵性國の我が國に對する謀報並びに謀略活動に利用される虞のある犯罪の捜査並びに裁判手續についても亦、それらの犯罪が計畫的、組織的に行はれ、而も極めて重大なものであるといふ特殊性に鑑み、特殊な工夫が加へられねばならない。そこで犯罪捜査の中心機關である檢事の捜査權を擴張し、檢事を直接捜査の任に當らせ、司法警察官(廳府縣の警察官並びに憲兵將校准士官及び下士)は檢事の具體的な指揮命令を受けて活動させることにし、捜査機關が一體となつて敏活適正に、連絡統一ある活動を行うことにした。

起訴後の訴訟手續についても審判の促進を圖り、また訴訟手續を進行する過程に於て國家機密、軍事上の祕密、軍用資源祕密、官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密が

外部に漏れることを防止するために

- (1) 本法第十六條に掲げる罪を認めた第一審判決に對しては控訴を許さず、上告を許すことにした。上告は法律違背のみならず、事實誤認、量刑不當を理由とする場合にも許すことにした(第三十三條)。
- (2) 辯護人は司法大臣が豫め指定した辯護士の中から選ぶこと(第二十九條)、及びその數は被告一人につき二人以内とし、またその選任は最初に定めた公判期日の召喚狀の送達を受けた日から十日を経過したときはこれを爲すことを得ないとした(第三十條)。
- (3) 辯護人は公開の法廷では、國家機密、軍事上の祕密、軍用資源祕密又は官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を口頭で陳述することは出來ない。辯論上必要のある場合には、その事項を記載した書面を提出して陳述に代へることが出來ることとした(第三十一條)。
- (4) 辯護人が訴訟に關する書類の謄寫をなさうとするときには裁判長又は豫審判事の許可を受けることを要すること(第三十二條)等の規定を設けた。

【法 文】

第一章 罪

第一條 本法ニ於テ國家機密トハ國防上外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル重要ナル國務ニ係ル事項ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ及之ヲ表示スル圖書物件ヲ謂フ

一 御前會議、樞密院會議、閣議又ハ之ニ準ズベキ會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事
二 帝國議會ノ秘密會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事

三 前二號ノ會議ニ付スル爲準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

第二條 本章ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

第三條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國（外國ノ爲ニ行動スル者及外國人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 外國ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 前二條ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 國防上ノ利益ヲ害スベキ用途ニ供スル目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラルル虞アルコトヲ知リテ外國ニ通報スル目的ヲ以テ外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル情報ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第九條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ金融界ノ攪亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行爲ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ十萬圓以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十一條 第三條乃至第五條、第八條、第九條及前條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十二條 第三條乃至第五條 第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第三條乃至第五條 第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第八條ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第八條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第十三條 第三條乃至第五條 第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第八條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十四條 第四條第一項、第八條 第十一條乃至前條ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第十五條 本章ニ規定スル犯罪行爲ヲ組成シタル物、其ノ犯罪行爲ニ供シ若ハ供セントシタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジ若ハ之ニ因リ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有タルヲ問ハズ檢事之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ犯罪行爲ノ報酬トシテ得タル物及同項ニ掲グル物ノ對價トシテ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二章 刑事手續

第十六條 本章ノ規定ハ左ニ掲グル罪ニ關スル事件ニ付之ヲ適用ス

一 第三條乃至第十三條ノ罪

二 軍機保護法第二條乃至第七條及此等ニ關スル第十五條乃至第十七條、軍用資源祕密保護法第十一條乃至第十五條、第十九條、刑法第二編第三章、陸軍刑法第二十七條乃至第二十九條及此等ニ關スル第三十一條、第三十二條、第三十四條、海軍刑法第二十二條乃至第二十四條及此等ニ關スル第二十六條、第二十七條、第二十九條並ニ國家總動員法第四十四條ノ罪

本章ノ規定ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタル左ニ掲グル罪ニ關スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

軍機保護法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、軍用資源祕密保護法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、要塞地帶法、陸軍輸送港域軍事取締法、明治二十三年法律第八十三號(軍港要港規則違反者處分ノ件)、軍用電氣通信法、國境取締法、刑法第二編第一章、第二章、第四章、第八章乃至第十一章、第十五章乃至第十八章、第二十六章、第二十七章及第四十章、朝鮮刑事

令第三條 陸軍刑法第二編第一章(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、第八章及第九十九條、海軍刑法第二編第一章(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、第八章及第百條 治安維持法、大正十五年法律第六十號(暴力行爲等處罰ニ關スル法律)、爆發物取締罰則、匪徒刑罰令(明治三十一年律令第二十四號)、不穩文書臨時取締法、通貨及證券模造取締法、通貨及證券模造取締規則(明治三十六年律令第十四號)、明治三十八年法律第六十六號(外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル法律)、治安警察法、大正八年制令第七號(政治ニ關スル犯罪處罰ノ件)、外國爲替管理法、關稅法、昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)、船舶法、航空法、電信法、無線電信法並ニ國家總動員法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)ノ罪

第十七條 檢事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル召喚狀ニハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スベシ

召喚狀ノ送達ニ關スル裁判所書記及執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察官吏之ヲ行フコトヲ得

第十八條 被疑者正當ノ事由ナクシテ前條ノ規定ニ依ル召喚ニ應ゼズ又ハ刑事訴訟法第八十七條第一項各號ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ勾引シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル勾引狀ニ付之ヲ準用ス

第十九條 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ檢事又ハ司法警察官之ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セザルトキハ檢事ハ被疑者ヲ釋放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釋放セシムベシ

第二十條 刑事訴訟法第八十七條第一項各號ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ勾留シ又ハ其ノ勾留ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

第十七條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル勾留狀ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 勾留ニ付テハ警察官署又ハ憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スルコトヲ得

第二十二條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ區裁判所檢事ハ檢事正ノ許可、地方裁判所檢事ハ檢事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ之ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ四月ヲ超ユルコトヲ得ズ

治安維持法ノ罪ニ付特ニ繼續ノ必要アルトキハ檢事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

檢事總長又ハ其ノ指揮ヲ受ケタル檢事刑法第七十三條、第七十五條又ハ第七十七條乃至第七十九條ノ罪ノ捜査ノ爲特ニ繼續ノ必要アルトキハ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ六月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十三條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ檢事ハ速ニ被疑者ヲ釋放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釋放セシムベシ

第二十四條 檢事ハ被疑者ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

刑事訴訟法第百十九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハ檢事ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スルコトヲ得

第二十五條 檢事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

檢事ハ公訴提起前ニ限り證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

司法警察官檢事ノ命令ニ因リ被疑者又ハ證人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ

第十七條第二項及第三項ノ規定ハ證人訊問ニ付之ヲ準用ス

第二十六條 檢事ハ公訴提起前ニ限り押收、搜索若ハ檢證ヲ爲シ又ハ其ノ處分ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

檢事ハ公訴提起前ニ限り鑑定、通譯若ハ翻譯ヲ命ジ又ハ其ノ處分ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ押收、搜索又ハ檢證ノ調書及鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問調書ニ付之ヲ

準用ス

第十七條第二項及第三項ノ規定ハ鑑定、通譯及翻譯ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 刑事訴訟法中被告人ノ召喚、勾引及勾留、被告人及證人ノ訊問、押收、搜索、檢證

鑑定、通譯並ニ翻譯ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釋及責付ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 外國船舶又ハ外國航空機法律又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シ當該禁止又ハ制限ニ係ル區域ニ侵入シタル場合ニ於テ檢事搜索ノ爲必要アルトキハ其ノ船舶若ハ航空機ニ對シ指定ノ場所ニ廻航スベキコトヲ命ジ若ハ之ヲ抑留シ又ハ其ノ船舶若ハ航空機ノ長、乗組員及乗客ニ對シ指定ノ場所ニ滞留スベキコトヲ命ズルコトヲ得

檢事ハ前項ノ規定ニ依ル處分ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ第十六條ニ規定スル罪以外ノ罪ニ關スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

第二十九條 辯護人ハ司法大臣ノ豫メ指定シタル辯護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ刑事訴訟法

第四十條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第三十條 辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ

辯護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期日ニ係ル召喚狀ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタ

ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 辯護人ハ審判ヲ公開シタル公判廷ニ於テ口頭辯論ヲ爲ス場合ニハ國家機密、軍事上ノ機密、軍用資源機密又ハ官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ陳述スルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ辯護人ハ共ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ陳述ニ代フルコトヲ得

第三十二條 辯護人ハ訴訟ニ關スル書類ノ謄寫ヲ爲サントスルトキハ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

辯護人ノ訴訟ニ關スル書類ノ閲覽ハ裁判長又ハ豫審判事ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ爲スベシ
第三十三條 第十六條第一項ニ掲グル罪又ハ外國ト通謀シ若ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ同條第二項ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ對シテハ直接上告ヲ爲スコトヲ得

上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上告事件ニ關スル手續ニ依リ裁判ヲ爲スベシ

第三十四條 裁判所ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ第十六條第二項ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタルトキハ其ノ旨ヲ判決ニ摘示スベシ

前項ノ摘示ヲ爲シタル第一審判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送スベシ
第十六條ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所同條ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキ亦前項ニ同ジ

第三十五條 上告裁判所ハ公判期日ノ通知ニ付テハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得

第三十六條 裁判所ハ本章ノ規定ノ適用ヲ受クル罪ニ關スル訴訟ニ付テハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラズ速ニ其ノ裁判ヲ爲スベシ

第三十七條 第十六條ニ規定スル罪ニ該ル事件(陪審法第四條ニ規定スルモノヲ除ク)ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付セズ

第三十八條 刑事手續ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適用アルモノトス

第三十九條 本章ノ規定ハ第二十一條、第二十二條、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第三十三條、第三十四條及第三十七條ノ規定ヲ除クノ外軍法會議ノ刑事手續ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第八十七條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第一百四十三條又ハ海軍

軍法會議法第四百三十三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又ハ海軍軍法會議法第四百四十六條第一項トシ第二十四條第二項中刑事訴訟法第四百十九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハトアルハ何時ニテモトス

第四十條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ本章ニ掲グル法律ハ制令又ハ律令ニ於テ依ル場合ヲ含ム

朝鮮ニ在リテハ第二十二條第三項中刑法第七十三條、第七十五條又ハ第七十七條乃至第七十九條トアルハ刑法第七十三條、第七十五條若ハ第七十七條乃至第七十九條又ハ朝鮮刑事令第三十三條トシ第三十五條中刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第三十一條トス

朝鮮ニ在リテハ本章中司法大臣トアルハ朝鮮總督、檢事總長トアルハ高等法院檢事長、檢事長又ハ檢事正トアルハ覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又ハ區裁判所檢事トアルハ地方法院檢事トス

臺灣ニ在リテハ本章中司法大臣トアルハ臺灣總督、檢事總長又ハ檢事長トアルハ高等法院檢察官長、檢事正トアルハ地方法院檢察官長、地方裁判所檢事又ハ區裁判所檢事トアルハ地方法院檢察官又ハ地方法院支部檢察官、檢事トアルハ檢察官、豫審判事トアルハ豫審判官トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ内地、朝鮮、臺灣及樺太ニ之ヲ施行ス

第二章ノ規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條ノ規定ニ依リ爲シタル捜査手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ捜査手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

農 林 省

★蠶絲業統制法(修正)

蠶絲業統制法を立案した趣旨は、現下の國際情勢に對應して現に最も多く輸出に依存してゐる蠶絲業に對し、萬一の事態が生じた場合にも一舉に大きな動搖(どうごう)を來さないやうに豫め準備すると共に、一面では、從來生絲の價格の變動のため極めて不安定であつた蠶絲業者の經營を、確乎(かくこ)とした基礎の上に立たせるやうに生産、配給、消費を通じて蠶絲業の全體を、綜合的に統制する體制を確立しようといふのである。次にその主な内容

を述べよう。

一、蠶絲類生産計畫の設定

今後は重點を國內纖維資源の補給において、事態に即した蠶絲類の用途別生産計畫を樹て、之に基づいて生産の割當を行ひ、必要の場合には生絲、繭纖維等の使用の促進に必要な措置を講じ、生産計畫の達成を圖る。

二、日本蠶絲統制株式會社の設立

蠶絲類生産計畫を確實に實施するため、強固な綜合的統制の機構として資本金八千萬圓（政府半額出資）の日本蠶絲統制株式會社を設立し、原則として蠶種、繭及び生絲の手買入及び賣渡を行はせて關係業者の經營の安定及び蠶絲類配給の公正を圖る。

三、蠶絲類の價格の決定

統制會社の買取價格は、主に生産費を基準として品位によつて定め、賣渡價格は品位又は用途に應じて定めると共に、中間取扱業者の賣買も一定の手數料主義によらせる。

四、蠶絲類検査制度の擴充

取引の公正と圓滑を圖るため原則として繭及び生絲の凡ての取引を検定又は検査の成

績に據らせる。

五、桑園の新設許可制度の實施

今後適當な時期に桑園の新設または擴張を許可制度にし、桑園面積及び配置の適正化を圖る。

六、蠶絲委員會の設置

蠶絲類の生産計畫、價格等の蠶絲業統制に關する重要事項を諮問するため蠶絲委員會を設置する。

七、特別會計法の資金の擴充

絲價安定措置の萬全を期すため絲價安定施設特別會計法の資金七千萬圓を二億五千萬圓に増額する。

（問）昭和十六年度の蠶及び製絲の生産豫想額はどうか。

（答）天候その他に支配されるので確定的なことは分らないが、本年度に六萬六千町歩の桑園を食糧農作物耕地に轉用する。これは現在の桑園の一割二分の減反に當るから、これに伴つて産繭高も昨年八千六百萬貫から八千萬貫程度になると思

ふ。

(問) 桑園の整理、轉作に對する補助金はどうか。

(答) 補助金は、畑の桑を抜いて他の作物に轉作する場合には反當り二十圓、水田に開墾する場合にはその事業費の四割、大體反當り六十四圓八十錢、その外に奨励金として反當り十七圓五十錢を交付することになつてゐる。

(問) 繭生産の減少から釜數の整理とその補償金が問題になるがどうか。

(答) 釜數の整理は業者が自主的にすることになる。その數は營業製絲が七萬、組合製絲が一萬程度だと思ふ。これに對する補償制度は考へてゐない。唯、業者が資金を積立て相互扶助の救済策を講ずるやうにするつもりである。

(問) ナイロンに對する對策はどうか。

(答) ナイロンは最近盛んになつて來たが、價格も相當に高いし、大衆の中にまだ十分には入つてゐない。冬は冷いし、夏は蒸すといった點からも、米國大衆の嗜好に合致するかどうか疑問である。現在では生絲消費量の一割程度に過ぎない。

★昭和十二年法律第九十號中改正法律

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)

「米穀の應急措置に關する法律」は事變發生の當初昭和十二年九月に制定されたもので、政府所有米を軍用の爲に賣渡すことが出来ること、政府所有米を充實するため時價に準據した價格で米の買入をすることが出来るといふ二點を内容とするものであつた。

その後一昨昭和十四年の下半期頃から米穀事情が急變し、米の問題は全體としての數量價格の調節といふ點を考慮するだけでは不十分となり、地方的な米の配給にまで立ち入つて統制することが必要になつた。即ち、米の産地で必要な數量の米を政府で買入れて計畫的に消費地方へ輸送して配給することを實行し、又は同じ府縣内でも米産地方から消費都市の方へ米を廻すために政府が買入、賣渡をする所まで進むことが必要になつたのである。それから一方食糧の問題は單に米だけの問題でなく、麥類その他の穀物及び小麥粉等と關聯して處理して行かねば米の配給自體もうまく行かなくなつて來た。

右の様な事情に應じて昨年この米穀應急措置法の第一回の改正が行はれた。その要點

は、政府は米の配給上特に必要なときには米と米以外の穀物及び穀粉の買入賣渡をし得ることとした點である。この改正法律に依つて昨年来大量の米の買入賣渡を實行すると共に麥類の買入賣渡も實施して食糧の圓滑な配給に努力して來たのである。

爾來、我が國の米その他の食糧事情の推移は仲々樂觀を許さないものがあるので、諸種の場合を考慮し、食糧の配給に遺憾なき措置を採り得るやうに今回第二回の改正を行つたのである。

今回の改正の要點は三つである。

第一には米の配給上特に必要のある場合には、從來政府がこの法律によつて買入賣渡を行つてゐた米、麥類、豆類、小麥粉等の外、甘藷と馬鈴薯、麵類等も取扱ひ得ることとし、これ等食糧の配給を圓滑にし、食糧事情に對應して必要な措置を採り得るやうにした。

第二にはこの法律による米及び米以外の食糧農産物並びにその加工品の買入賣渡に關する一切の歳入歳出は米穀需給調節特別會計に屬させ、その代價は證券で支拂ふこととなる譯であるが、この様な政府の買入の範圍の擴張等を考慮して米穀需給調節特別會計の負擔に屬する證券發行額及び借入金額の最高限度十一億五千萬圓を必要に應じ勅令で

更に二億五千萬圓の範圍内で増額し得ることとした。

第三には米穀統制法第二條第一項の最低價格、最高價格は現在のやうに他の法令に基づいて米の販賣價格が制限されてゐる場合等の勅令で定める場合には必ずしも公定するを要しないことにした。

(問) 米穀と雜穀の需給は大丈夫か。

(答) 内地生産の米穀は相當に減つてゐるが、持越と朝鮮・臺灣からの移入は昨年よりは改善されてゐる。一方消費の方は出来るだけ消費規正を行つてゐるし、輸出移出等は最小限度に止めるやうに計畫してゐる。従つて相當量の外米輸入が確保されたら不安はない。外米確保に關しては當局も萬全を期してゐる。次に、麥類は昨年度に相當の收穫があつたが、代用食、混食のために消費した關係で需給は一杯で餘裕はない。そこで昨秋以來麥作獎勵には全力を盡してゐる。

(問) 米穀の國家管理をしたが、米穀の國營検査はどうなるか。

(答) 農産物の國營検査法は前議會で成立したが、實施するまでに行かなかつた。それは米穀の國家管理をすることになり、一緒に國營検査をするとすると、地方に

いろ／＼とゴタ／＼が起り、米の供出が順調に行かないと困るし、また國營検査制度自体にも検討を要することがあつたため施行を延ばすことになつた。従つて、現在行つてゐる管理米の検査は従来通り縣營検査で行つてゐるが、將來米穀管理制度に即應して米穀の國營検査も實現するやうにしたいと思つてゐる。

(問) 外米の輸入状態はどうか。

(答) 外米の輸入には我が國の國力を擧げて確保に努めてゐる。その數量も相當な量に上つてゐる。當局としては陸海軍及び外務省、逓信省にも連絡して極力速かに必要量の外米輸入に努力してゐる。

(問) 米穀の國家管理を一步進めて專賣制を實施してはどうか。

(答) 現在では殆ど專賣に近い程度にまで進んでゐる。國家管理は昨年からはじめたばかりだが、相當の成績を上げてゐる。しかし、なほこれにもいろ／＼と不備な點もあるので今暫く運用して見て、更に必要があるやうなら、これ以上のことを考へて行くことにしたい。現在の所では、餘り理論に走つて飛躍せずにこの程度の進み方で行きたい。但し、配給については更に進んだ方法を探りたいと思つてゐる。

(問) 勞力不足に對應するための學生生徒動員をどのやうに考へてゐるか。

(答) 學生生徒を動員して勞力の不足を補ふことは結構なことだと思ひ、農林、文部兩省で協議してゐる。場合によつては學業の方を短縮しても良いと思ふ。しかし單に大勢の學生生徒を動員するだけでは駄目だから、組織のある計畫を樹て、教育訓練の意味を持つやうに動員したいと思ふ。

(問) 肥料對策は十分か。

(答) 肥料の増産については政府も従来相當多額な補助金を計上して獎勵に努めてゐる。また製造會社でも技術の公開、交流等を敢行して増産に努力してゐる。將來も資材の配給、價格の適正等に注意して増産の實を擧げるつもりである。

〔昭和十二年法律第九十號中左ノ通改正ス〕

第二條第一項中「米穀統制委員會ニ諮問シテ米穀並ニ米穀以外ノ穀物及穀粉」ヲ「米穀及米穀以外ノ食糧農産物並ニ其ノ加工品」ニ改ム

第三條中「米穀並ニ米穀以外ノ穀物及穀粉」ヲ「米穀及米穀以外ノ食糧農産物並ニ其ノ加工品」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀統制法第二條第一項ノ最低價格及最高價格ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ之ヲ公定スルコトヲ要セズ

昭和九年法律第二十九號附則第二項中「三億圓」ヲ「五億五千萬圓」ニ改ム

★木材統制法(修正)

現下ノ木材ノ需給事情と將來の見透しに鑑み、木材ノ生産を確保して國內の最も充足を要する需要部門に對し、圓滑に木材を供給し、國防充實、生産力擴充、國民生活ノ安定を圖る必要があるので、政府では木材ノ生産、配給、消費に互つて一貫した計畫を樹て、木材ノ各重要な用途について具體的に適正な配給割當をすることになつた。而して、この施策を實行する爲には從來のやうな木材ノ生産、集荷配給機構では不備な點が少くないので、今般木材統制法を制定したのである。その内容は、

第一に新たに中央と地方に特殊會社である日本木材株式會社と地方木材株式會社を設立

し、木材ノ需給計畫を實施する直接の事業機關とし、木材ノ生産を確保し、集荷配給を適正にするために必要な事業を行はせ、木材需給の圓滑と價格の公正を圖る。

第二は木材の賣買業、その代理媒介業、製材業等の業務を許可制度にし、業者の安定を圖ると共にその經營を合理化する。

第三は木材の需給調整上必要な場合には、日本木材株式會社又は地方木材株式會社に對する立木の賣渡または木材の集荷を強制する機構を整へ得ること。

第四は木材の使用、消費の合理化を圖る爲に必要な制限または禁止の措置をなし得る制度を設けた。

(問) 木材の生産とはいかなる意味か。

(答) 生産とは、伐採した立木を造材して丸太にすること、及び丸太を製材にすること、以上を總括して木材の生産と稱してゐる。

(問) 第二條の發動はいかなる場合に行ふか。

(答) 立木の強制讓渡命令は軍需、公用品その他民需中の生産力擴充に絶對必要な場合に、地方に生産を割當て、客觀的に見て伐採すべき立木をその所有者が、その

所有者の意志で伐採處分しない時に、行政官廳では一定期間その伐採を勸奨し、なほも聽かない場合には已むを得ず、第二條の發動になるのである。

(問) 第二條の發動は所有權の變更、延いては憲法違反の性質はないか。

(答) 憲法第二十七條に「公益ノため必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」とあるので、第二條も軍需用とか生産力擴充用とかすべて公益上の目的を持つものであるから、所有權の制限にはなるが、憲法違反にはならない。しかし、その發動に際しては慎重な考慮と手續をすることは勿論である。

【法 文】

第一條 本法ハ木材(薪炭ノ用ニ供セラルルモノヲ除ク以下同ジ)ノ生産ヲ確保シ其ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ立木ノ所有者ニ對シ價格ヲ指定シ其ノ所有スル立木ヲ地方木材株式會社(第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ニ賣渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ木材ノ生産、販賣、移入又ハ輸入ヲ業トスル者ニ對シ樹種又ハ材種ヲ指定シ其ノ生産、販賣、移入又ハ輸入

ニ係ル木材ヲ日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社ニ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ木材ヲ使用又ハ消費スル者ニ對シ木材ノ樹種又ハ材種ヲ指定シテ其ノ使用又ハ消費スル木材ノ數量、用途其ノ他ノ事項ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第五條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ製材業者ニ對シ其ノ行フ製材ニ關シ材種其ノ他ノ事項ヲ指示スルコトヲ得

第六條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ木材ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務、製材業又ハ木材ヲ原料若ハ材料トシテ使用スル業務ヲ行ハントスル者ニ對シ行政官廳ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七條 行政官廳ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ木材ノ生産、販賣、移入又ハ輸入ヲ業トスル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

監査會の總決算

二四八

第九條 日本木材株式會社ハ木材ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第十條 日本木材株式會社ノ資本ハ五千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第十一條 日本木材株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第十二條 日本木材株式會社ニ非ザルモノハ日本木材株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第十三條 日本木材株式會社ニ役員トシテ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十四條 社長ハ日本木材株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本木材株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ日本木材株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十六條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ

受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 日本木材株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 木材ノ移入及移出
 - 二 移入木材及輸入木材ノ買入及賣渡
 - 三 移出木材及輸出木材ノ買入及賣渡
 - 四 地方木材株式會社ニ對スル資金ノ融通又ハ投資
 - 五 地方木材株式會社ニ對スル木材ノ生産ニ必要ナル資材ノ配給
 - 六 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
 - 七 前各號ノ外會社ノ目的達成上必要ナル事業
- 日本木材株式會社前項第六號又ハ第七號ニ掲グル事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

日本木材株式會社ハ其ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ地方木材株式會社ノ所有ニ係ル木材ノ買入及賣渡ヲ爲スコトヲ得

日本木材株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ第三十四條第二項ニ掲グル事業ヲ營ムコトヲ得

第十八條 日本木材株式會社ハ地方木材株式會社以外ノ株式會社ニシテ木材ヲ生産、販賣、使用

法律案解説

二四九

又ハ消費スルモノニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ資金ノ融通又ハ投資ヲ爲スコトヲ得
第十九條 日本木材株式會社ハ販賣ノ目的ヲ以テ買入ルル者ニ木材ヲ賣渡ストキハ命令ノ定ムル
所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ木材ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得
主務大臣ハ木材ノ配給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ日本木材株
式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ木材ヲ買入ルル者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコト
ヲ得

第二十條 日本木材株式會社ハ商法第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコ
トヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

社債ヲ募集スル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第二十一條 日本木材株式會社社債ヲ募集セントスル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 日本木材株式會社ノ社債權者ハ同會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ
辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第二十三條 日本木材株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分
ノ八以上ヲ積立ツベシ

第二十四條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十五條 日本木材株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十六條 日本木材株式會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認
可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十七條 日本木材株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變
更セントスルトキ亦同ジ

第二十八條 主務大臣ハ日本木材株式會社ニ對シ木材ノ需給調整上必要ナル事業ヲ行フベキコト
ヲ命ジ其ノ他業務ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ日本木材株式會社社債權者ヲ置キ日本木材株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十一條 日本木材株式會社社債權者ハ何時ニテモ日本木材株式會社ノ帳簿書類、金庫其ノ他ノ
物件ヲ検査スルコトヲ得

日本木材株式會社社債權者必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ日本木材株式會社ニ命ジ業務ニ關
スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本木材株式會社社債權者ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十二條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分
若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役

員ヲ解任スルコトヲ得

第三十三條 日本木材株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ二分ノ一ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十七條 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以上ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者

第四十條 法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十五條乃至第三十八條又ハ前條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ

第四十一條 第三十五條乃至第三十八條及第三十九條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ニ處スルコトヲ得ズ

第四十五條 第十二條又ハ第三十四條第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 主務大臣ノ指定スル株式會社(以下指定會社ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商法第三百四十三條ニ定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ日本木材株式會社ト爲ルコトヲ得

指定會社前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十八條 主務大臣前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ設立委員ヲ命ジ指定會社ヲ日本木材株式會社ト爲ス爲ニ必要ナル事務ヲ處理セシム

前項ノ設立委員ノ中少クトモ二人ハ指定會社ノ取締役中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス

設立委員ノ任命アリタル後ハ指定會社ノ取締役ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ會社ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十九條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ指定會社ノ株式ニ引當テラルベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第五十一條 株式申込證ニハ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ノ外定款認可ノ年月日ヲ記載スベシ

第五十二條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第五十三條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十四條 前條ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第五十五條 創立總會ニ於テハ第十五條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十六條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本木材株式會社社長ニ引渡スベシ

第五十七條 日本木材株式會社ノ成立ニ因リ指定會社ハ之ニ吸收セララルモノトシ指定會社ノ權利義務ハ日本木材株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第五十八條 前條ノ規定ニ依リ指定會社ガ日本木材株式會社ト爲リタルトキハ法人税法、營業税法及臨時利得税法ノ適用ニ關シテハ指定會社ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ト看做シ日本木材株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シタル法人ト看做ス

日本木材株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込株金額中指定會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ登録稅ヲ課セズ

第五十九條 商法第六十七條 第八十一條及第八十五條ノ規定ハ日本木材株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第六十條 第四十七條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外指定會社ガ日本木材株式會社ト爲ル場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 第四十七條第一項ノ決議ナキ場合又ハ其ノ決議ガ效力ヲ生ゼザル場合ニ於テ日本木材株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三條 本法施行ノ際現ニ日本木材株式會社若ハ之ニ類似ノ名稱又ハ地方木材株式會社ナル

コトヲ示スベキ文字ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第十二條及第三十四條第四項ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ニ掲グル者ニ適用セズ

第十五條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ三年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

木材事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本木材株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラズ(この項修正追加)

第三十四條 地方木材株式會社ハ地方的ニ木材ノ生産並ニ其ノ需給ノ圓滑又價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トスル株式會社トス

地方木材株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 立木ノ買入及伐採
- 二 木材ノ生産
- 三 木材ノ買入及賣渡並ニ販賣ノ受託
- 四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五 前各號ノ外會社ノ目的達成上必要ナル事業

地方木材株式會社前項第四號又ハ第五號ニ掲グル事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

本法ニ依リ設立シタル地方木材株式會社ニ非ザレバ其ノ商號中ニ地方木材株式會社ナルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

地方木材株式會社ノ社長及副社長ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス(この項修正追加)

第十一條 第十三條 第十四條 第十五條第二項乃至第四項 第十六條(原案は第十三條乃至第十六條とあつた)第十九條 第二十條第二項、第二十一條乃至第二十九條及第三十二條ノ規定ハ地方木材株式會社ニ之ヲ準用ス

地方木材株式會社ノ商號及資本ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 第十九條第二項(前條第六(原案は五)項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 第二條 第三條又ハ第二十八條(第三十四條第六(原案は五)項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社

長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十七條第二項又ハ第三十四條第二項ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第二十條第一項ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シタルトキ

四 第二十九條(第三十四條第六(原案は五)項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

第四十四條 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社ノ社長 副社長又ハ理事第十六條(第三十

四條第六(原案は五)項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過料

ニ處ス

第六十二條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ地方木材株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

創立總會ニ於テハ第十五條及第三十四條ノ規定ニ準ジ社長 副社長 理事及監事ノ選任ヲ行フ

ベシ(この項修正追加)

第五十一條乃至第五十四條 第五十六條(原案は第五十二條乃至第五十六條)及第五十九條ノ規定ハ地

方木材株式會社ノ設立ニ關シ之ヲ準用ス

★農地開發法

我が國內外の諸情勢に鑑み、國民生活必需物資、特に主要食糧等の自給強化方策を確立し實行することは焦眉の急務である。而してその實行に當つては、長期間に亙る内外地及び日滿支を通ずる綜合的需給計畫に基づいて、各地域でそれ〴〵計畫的増産を圖ることが最も肝要であるが、内地では外地、外國等に對する依存の程度を成るべく少くする方針で極力増産を行ひ、主要食糧等の自給強化を期することが緊要である。そこで、その具體的方策について〴〵考究した結果、主要食糧等の需給事情と増産可能の程度を考慮して増産計畫を樹て、この計畫の目的を達成するために重點を耕地の擴張と改良におき、極力農地開發の事業を促進することに成り、特殊の法人である農地開發營團を設立して農地の造成と改良の事業を計畫的に行ふと共に開墾その他農地開發に關する從來の助成施設を擴充強化するため農地開發法が制定されたのである。次に本法の内容の主

なものを述べよう。

一、補助事業

政府は農地の造成又は改良を行ふ者に對して毎年度豫算の範圍内で助成金を交付することにし、開墾助成法は昭和十七年三月三十一日限りで廢止し、その規定を本法中に吸収することにした。

二、農地開發營團

- (一) 大規模の農地の造成又は改良を迅速、圓滑に遂行するために農地開發營團といふ特殊の法人を設立して、國家的見地から農地の開發を計畫的に行ふことにした。
- (二) 本營團の資本金は三千萬圓で、内千五百萬圓は政府が出資し、出資に對する利益配當は勅令で定める率を超えることが出來ないことにし、政府の出資に對しては配當を減額し又配當しなくてもよいことにした。
- (三) 營團には理事長一名、副理事長一名、理事五名以上、監事三名以上を置き、これ等の役員は凡て主務大臣が任命する。
- (四) 營團は拂込資本金額の五倍を限り農地開發債券を發行することができる。この

債券の租税は地方債並の取扱を受けることにし、その元利支拂については政府が保證することにした。

(五) 營團の行ふ事業の本質に鑑み、補助金の交付、土地收用權の附與、税法上の特典の供與その他適當な助成方策を採り、經營を容易にすると共に政府の強力な監督の下に經營させ、營團の目的達成に遺憾なきを期した。

(六) 營團によつて造成された農地は、自作農創設維持の事業を行ふ者の申出に對し自作農地として開放し、一定の價格で讓渡することを要するものとした。

(問) 農地を開發するとして勞力はどうか。

(答) この計畫を遂行するには一年に二千萬人程度の勞力を要するものと思ふので、各方面の餘剩勞力を總動員してやつて行きたいと思ふ。また滿洲開拓民計畫と兩立出來るかどうかは勞務動員計畫に基づいて萬全を期してゐる。軍としても勞力供給に關しては協力する用意がある。既に農繁期には兵に休暇を與へてゐる。今後必要な時には休暇を與へるつもりである。

(問) 肥料の專賣制を斷行してはどうか。

法律案解説

(答) 肥料もまた國營專賣制にすべきが至當のやうに思はれるが、肥料配給は現在では無機質肥料は日本肥料株式會社法により日本肥料株式會社で、有機質肥料は臨時肥料配給統制法により有機肥料配給株式會社で、國內生産品も輸入品も一手に買取り農林省が決定した割當數量に基づいて公定價格で配給し、專賣に近い制度が實施されてゐる。製造專賣するには化學肥料は製造技術の進歩が著しく、また電力、石炭等は原料として極めて大きい地位を有するから水力の國有とか炭礦の國有が行はれないと徹底した肥料の專賣は出來ない。また財政上の見地からも相當困難な問題があり、肥料の專賣については慎重な考究を要する。

【法 文】

- 第一條 本法ハ食糧自給ノ強化ヲ圖ル爲農地ノ造成及改良ヲ促進スルヲ以テ目的トス
- 第二條 政府ハ農地ノ造成又ハ改良ヲ行フ者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付スルコトヲ得
- 第三條 勅令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ主務大臣ハ前條ノ助成金ノ交付ヲ受クル者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止若ハ廢止シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得
- 助成金ノ返還ニ付テハ公共團體ニ對スルモノヲ除クノ外國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スル

コトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

- 第四條 農地開發營團ハ重要農産物ノ増産ヲ圖ル爲必要ナル農地ノ開發ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル法人トス
- 第五條 農地開發營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
- 農地開發營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得
- 第六條 農地開發營團ノ資本金ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
- 第七條 農地開發營團ノ出資者ハ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノタルコトヲ要ス
- 第八條 農地開發營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス
- 出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム
- 第九條 政府ハ千五百萬圓ヲ限り農地開發營團ニ出資スルコトヲ得
- 政府ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得
- 第十條 農地開發營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス
- 出資者ハ農地開發營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

- 第十一條 出資者ハ農地開發營團ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
- 第十二條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ農地開發營團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ農地開發營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ處分スルコトヲ得
- 農地開發營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス
- 持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル場合ニ於テハ農地開發營團ハ從前ノ出資者ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得
- 前三項ノ規定ハ農地開發營團ガ損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
- 出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ農地開發營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週内ニ出資證券ヲ農地開發營團ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其ノ效力ヲ失フ
- 前項ノ場合ニ於テハ農地開發營團ハ遲滞ナク失效シタル出資證券ノ番號並ニ其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス
- 第十三條 農地開發營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 事務所ノ所在地
 - 四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項
 - 五 役員及會議ニ關スル事項
 - 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
 - 七 農地開發債券ノ發行ニ關スル事項
 - 八 會計ニ關スル事項
 - 九 公告ノ方法
- 定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得
- 第十四條 農地開發營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第十五條 農地開發營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十六條 農地開發營團ニ非ザル者ハ農地開發營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第十七條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條

第一項ノ規定ハ農地開發營團ニ之ヲ準用ス

第十八條 農地開發營團ニ理事長副理事長各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第十九條 理事長ハ農地開發營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ農地開發營團ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ

參與ス

監事ハ農地開發營團ノ業務ヲ監査ス

第二十條 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ジ理事長及副理事長ノ任期ハ四年

理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第二十一條 理事長、副理事長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務

大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 農地開發營團ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ事業經營ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述

ブルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第二十三條 農地開發營團ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 農地ノ造成及改良ニ關スル事業

二 前號ノ事業ニ附帶スル事業

三 其ノ他農地開發營團ノ目的達成上必要ナル事業

農地開發營團前項第二號又ハ第三號ノ事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十四條 農地開發營團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ農地開發債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十五條 農地開發債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ

請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

第二十六條 農地開發營團ハ農地開發債券借換ノ爲一時第二十四條ノ制限ニ依ラズ農地開發債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ農地開發債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊農地開發債券ヲ償還スベシ

第二十七條 農地開發債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十八條 政府ハ農地開發債券ノ元利支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十九條 農地開發債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第三十條 農地開發債券ノ所有者ハ農地開發營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨

翼賛議會の總決算

二六八

濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第三十一條 所得稅法及有價證券移轉稅法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ農地開發債券ニ之ヲ準用ス

第三十二條 第二十四條乃至前條ニ規定スルモノノ外農地開發債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 農地開發營團ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十四條 農地開發營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

第三十五條 利益金ノ處分ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

第三十六條 農地開發營團ハ其ノ資本金ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ利益金ノ百分ノ八以上ヲ積立ツベシ

前項ノ準備金ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三十七條 農地開發營團ハ拂込ミタル出資金額ニ對シ勅令ヲ以テ定ムル割合ヲ超エテ利益金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

農地開發營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對シ利益金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザ

ルコトヲ得

第三十八條 農地開發營團ハ主務大臣之ヲ監督ス

第三十九條 主務大臣ハ農地開發營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲

シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十條 主務大臣ハ農地開發營團監理官ヲ置キ農地開發營團ノ業務ヲ監視セシム

農地開發營團監理官ハ何時ニテモ農地開發營團ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

農地開發營團監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ農地開發營團ニ命ジテ業務及財産ノ

狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

農地開發營團監理官ハ農地開發營團ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第四十一條 理事長、副理事長、理事又ハ監事ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公

益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第四十二條 農地開發營團ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除ス

農地開發營團ノ所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

法律案解説

二六九

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除セラレタル期間農地開發營團ニハ前條第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ農地開發營團ガ其ノ事業ノ爲ニスル不動産取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第四十四條 土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ農地開發營團ガ主務大臣ノ定ムル區域及計畫ニ依リ行フ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業(以下農地開發事業ト稱ス)ハ第四十五條乃至第六十一條ノ定ムル所ニ依ル

一 耕地整理法第一條第一號ノ耕地整理トシテ行フコトヲ得ル事業

二 他人ノ所有ニ係ル農地ノ改良ヲ目的トスル農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更

第四十五條 主務大臣前條ノ區域及計畫ヲ定メントスルトキハ農林計畫委員會及道府縣農地委員會ノ議ヲ經ベシ

主務大臣前條ノ區域及計畫ヲ定メタルトキハ之ヲ農地開發營團ニ通知スベシ

第四十六條 農地開發營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ農地開發事業ノ施行地區及實施計畫ヲ定

メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十四條第二號ノ事業ニ付前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ告示シ二十日以上ノ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内實施計畫書ノ寫ヲ施行地區内ノ土地ノ所有者及利害關係人ノ縦覽ニ供スベシ

前項ノ土地ノ所有者又ハ利害關係人實施計畫書ニ記載セラレタル事項ニ關シ異議アルトキハ前項ニ掲グル期間内ニ主務大臣ニ之ヲ申出ヅルコトヲ得

主務大臣異議ヲ正當ト認ムルトキハ當該事項ニ付變更ヲ加ヘテ認可ヲ爲スコトヲ得

主務大臣第四十四條第二號ノ事業ニ付認可ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ告示ス

第四十七條 御料地、國有地及官ノ用ニ供スル土地其ノ他勅令ヲ以テ定ムル土地ハ農地開發事業ノ施行地區ニ之ヲ編入スルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 耕地整理施行地又ハ普通水利組合(水利組合法第九條第二項ノ場合ニ於ケル水害豫防組合ヲ含ム)若ハ北海道土功組合ノ區域内ノ土地ハ農地開發事業ノ施行地區ニ之ヲ編入スルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 農地開發事業施行ノ準備ノ爲必要アルトキハ農地開發營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

其ノ職員ヲシテ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲シ障害物ヲ移轉又ハ除却セシムルコトヲ得但シ之ニ因リテ生ジタル損害ハ之ヲ補償スベシ

前項ノ規定ハ主務大臣農地開發事業ニ關スル調査ヲ爲ス爲必要アル場合ニ之ヲ準用ス

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ハ農地開發營團之ヲ收用スルコトヲ得

一 農地ノ造成ニ供スル未墾地

二 前號ノ未墾地附近ノ土地ニシテ當該未墾地ト併セテ耕地整理ヲ施行スルヲ必要トスル土地
左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ハ農地開發營團之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

一 前項ニ掲グル土地ノ開發ノ爲必要ナル土地

二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外農業水利施設ノ新設、廢止及變更ノ爲必要ナル土地

前二項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 前條第二項及第三項ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利、土地ニ定著スル物件又ハ土地ニ屬スル土石砂礫ノ收用又ハ使用ニ之ヲ準用ス

第五十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ農地開發營團ニ對シ農地開發事業ノ施行ニ要スル費用ヲ補助スルコトヲ得

第五十三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第四十四條第二號ノ農地開發事業ニ因リ利益ヲ受

ケタル者ニ對シ現ニ受クル利益ノ限度ニ於テ其ノ事業ノ施行ニ要シタル費用ノ一部ヲ農地開發營團ニ支拂フベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者之ニ異議アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 前條ノ規定ニ依リ費用ノ支拂ヲ命ゼラレタル者其ノ支拂ノ義務ヲ履行セザルトキハ市町村ハ農地開發營團ノ請求ニ因リ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス

前項ノ場合ニ於テハ農地開發營團ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ市町村ニ交付スベシ

第五十五條 農地開發事業ノ施行地區内ノ土地若ハ土地ニ定著スル物件ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者又ハ漁業權者若ハ入漁權者其ノ他此等ノ權利ニ關シ權利ヲ有スル者ガ農地開發事業ノ施行ニ因リテ受クル損害ハ農地開發營團之ヲ補償スベシ

前項ノ補償金ニ付協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムベシ

前項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ決定書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ第四十九條ノ規定ニ依ル損害ノ補償ニ之ヲ準用ス

耕地整理法第二十五條、第二十五條ノ二及第二十七條ノ二第二項ノ規定ハ第一項及第四十九條ノ規定ニ依ル損害ノ補償ニ之ヲ準用ス

第五十六條 農地開發事業ノ施行地區ニ付漁業權又ハ入漁權アル場合及第四十四條第二號ノ事業ヲ施行スル場合ニ於テハ農地開發營團ハ前條第一項ノ規定ニ依ル損害ノ補償ヲ爲シタル後ニ非ザレバ其ノ工事ニ著手スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 損害ノ補償ヲ受クベキ權利者ノ同意ヲ得タルトキ
- 二 前條第二項ノ規定ニ依ル裁定アリタル金額ヲ供託シタルトキ

第五十七條 農地開發營團農地開發事業ノ工事ヲ竣功シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ竣功認可ヲ申請スベシ

第五十八條 第五十條第一項第二號ノ規定ニ依リ收用シタル土地ヲ除クノ外第四十四條第一號ノ農地開發事業ニ因リ造成セラレタル農地ニシテ農地開發營團ノ所有ニ係ルモノニ付農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ者ノ申出アルトキハ農地開發營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ事業者ニ讓渡スコトヲ要ス

前項ノ場合ヲ除クノ外前項ニ掲グル農地ノ管理及處分ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第五十九條 農地開發事業ノ施行ニ因リ生ジタル道路、堤塘、溝渠、溜池等ハ農地開發營團命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣、市町村、水利組合其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ之ヲ引渡スベシ

前項ノ場合ニ於テハ道府縣、市町村、水利組合其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲グル設備ノ引渡ヲ受ケ之ヲ維持管理スベシ

第六十條 耕地整理法第六條、第十八條乃至第二十一條、第二十二條第二項第三項、第二十三條第二十四條及第二十七條ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第四十四條第二號ノ農地開發事業ニ之ヲ準用ス

第六十一條 本法ニ定ムルモノヲ除クノ外農地開發事業ニ付必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 農地開發營團ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第六十三條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第六十四條 農地開發營團本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副理

理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第六十五條 農地開發營團ノ理事長、副理事長又ハ業務ヲ分掌スル理事第二十一條ノ規定ニ違反シ他ノ職業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十六條 第十六條ノ規定ニ違反シ農地開發營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十七條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附則

第六十八條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十九條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ農地開發營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第七十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ出資者ヲ募集スベシ

第七十一條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第七十二條 出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ農地開發營團理事長ニ引渡スベシ

理事長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ハ主タル事務所所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

農地開發營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第七十三條 本法ニ規定スルモノノ外農地開發營團ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條 開墾助成法ハ昭和十七年三月三十一日限り之ヲ廢止ス但シ同日以前ニ同法ニ依ル助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第七十五條 登録税法中第五條ヲ左ノ如ク改ム

第五條 農地開發營團カ農地開發債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

- 一 農地開發債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込
 毎回拂込金額 千分ノ二
- 二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止
 每一件 金十圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金二圓ノ登録税ヲ納ムヘシ

第七十六條 登録税法第十九條第七號中「産業組合」ノ上ニ「農地開發營團」ヲ、「産業組合法」ノ上

ニ「農地開發法」ヲ加ヘ同條第十六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十六ノ二 農地開發營團カ農地開發事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登

記

第七十七條 印紙税法第五條第五號ヲ左ノ如ク改ム

四ノ二 小切手

五 農地開發營團ノ發スル出資證券

商工省

★商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律

商工會議所法第十四條の議員の選舉資格の中で納税なうせに關する條件は、昨年こぞの税法改正

に伴つて、昭和十六年四月一日以降は「營業稅又ハ取引所特別稅ヲ命令ノ定ムル額以上納ムルコト」に改正された。しかし、現在の所では法人營業稅等の稅額が決定しないものが多數あるので、議員選舉權者であつて選舉權を失ふことになる者が少くない。そのため經過的の措置として、營業稅等が決定しない者は、舊稅によつて選舉權の有無を定めることにして、本法を制定したのである。

【法 文】

自己ノ名ヲ以テ商行爲ヲ爲スヲ業トスル者、鑛業權者又ハ取引所ハ其ノ者ニ付營業稅又ハ取引所特別稅ノ一年間ノ納稅額ノ決定セラレタルコトナキ場合ニ於テハ商工會議所ノ地區内ニ於テ營業收益稅、鑛產稅又ハ取引所營業稅ヲ一年間ニ命令ノ定ムル額以上納ムルトキハ之ヲ商工會議所法第十四條第一項第三號ノ條件ヲ具フルモノト看做ス

商工會議所法第十四條第一項第三號但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

★ 昭和十二年法律第九十二號中改正法律
(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)

經濟統制の強化に伴つて、違反者が續出してゐる有様なので、違反者の處罰を強化して經濟政策の實施を確保するために本法を改正することになつた。

一、本法の第五條に「一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金」とあるのを「七年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金」に改めて、體刑と罰金の雙方に刑を加重し、更に第五條ノ二を追加して、情狀によつては懲役と罰金を併科できることにした。

二、現行法に更に第九條と第十條の二ヶ條を追加して、本法の命令によつて統制をする法人その他の團體の役員または使用人が、擔當事務に關して賄賂を收受・要求・約束した場合とか、收受・要求・約束して不正行爲をした場合または相當の職勞をしなかつた場合に對する處罰規定を設けた。なほ、これらの役員、使用人に對して賄賂を交付・提供・約束した者も處罰される。

三、この外、第七條と第八條について技術的な改正をした。

〔昭和十二年法律第九十二號中左ノ通改正ス〕

第五條中「一年」ヲ「七年」ニ、「五千圓」ヲ「五萬圓」ニ改ム

第五條ノ二 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第七條中「前三條」ヲ「第四條、第五條又ハ第六條」ニ改ム

第八條中「本法ノ罰則」ヲ「前五條ノ罰則」ニ改ム

第九條 本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

本條ノ罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

第十條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付・提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

法律案解説

★重要機械製造事業法

一、本法制定の趣旨

機械工業は軍機械化の完遂に必要な各種機械の補給源として國防上緊要缺くべからざる事業であると共に鑛業、鐵鋼業、化學工業等一般産業の生産擴充に對し所要の生産手段を供給する事業として産業上にも極めて重要な地位を占め、これが發達の如何は我が國防上及び産業上重大な意義を有するものであつて、今日のやうに國防の整備と生産力の擴充とが痛切に要求されてゐる時代には機械工業の劃期的發展を圖ることは極めて緊要な事柄である。然るに我國の機械工業はその發達の歴史が淺く、今次事變以來急激な發展を示したのであるが、時局上緊要な重要機械については尙ほ其の製造技術の點に於てもまた生産能力の點に於ても遺憾の點が少くない。即ち、未だ國內では製造困難な重要機械があるのみならず、一般に國産機械の性能は、世界の最高水準に比して遜色があることは否定出來ない。そのために未だ海外依存の状態を完全に脱却するに到つてゐない。故に我が機械工業の發達を圖ることの最も必要なことは、

從來から痛感されてゐたのであつて、自動車については昭和十一年、工作機械については昭和十三年にそれ／＼單行の事業法を制定し、その運用によつて銳意斯業の確立に努めて來たのであるが、特に米英依存状態を脱却すると共に高度國防國家の建設を速かに完成しなければならぬ現下の時局に於ては、その他の重要機械製造事業についても其の根本的確立を圖ることが刻下最大の急務と認められる。

機械工業確立の目標は、第一に國防上、産業上重要な機器の國産化を圖ることであり、第二には既に自給の域に達してゐる機器についても其の生産技術を向上させることとであり、第三には企業經營の合理化を圖り、機械工業全體の能率を昂揚することである。以上の目標に到達するため最も重要な措置として重要機械製造事業法を制定することになつたのである。

二、本法の内容

本法に謂ふ重要機械は勅令で指定することにして目下研究を進めてゐるが、蒸氣罐、蒸氣タービン、内燃機關、電氣機器、鑛山機器、化學機器(人造石油機器を含む)、製鐵機器、輸送機器、ポンプ、風力機、水車、水壓機、槌機、機械プレス、電氣計測

器、電氣通信機、軸受、工具、型打鍛工品、兵器等の國防上、産業上極めて重要な機械、機械部分品及び器具を豫定してゐる。

【法 文】

第一條 本法ニ於テ重要機械ト稱スルハ勅令ヲ以テ定ムル機械、機械部分品（部分品ノ半成品ヲ含ム）及器具ヲ謂ヒ重要機械製造事業ト稱スルハ重要機械ノ製造又ハ組立ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第二條 重要機械製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル重要機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 前條ノ許可ヲ受ケタル者（重要機械製造事業者）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

重要機械製造事業者前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ前條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第四條 勅令ヲ以テ指定スル重要機械製造事業（指定重要機械製造事業）ヲ營ム重要機械製造事業者政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年

間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム指定重要機械製造事業ニ付所得税又ハ所得ニ對スル法人税及營業稅ヲ免除ス

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム指定重要機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ重要機械製造事業者其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ指定重要機械製造事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得税又ハ所得ニ對スル法人税及營業稅ヲ免除ス但シ同項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ對スル法人税及營業稅ヲ免除セラレタル重要機械製造事業者ニハ同條第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 第四條ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ對スル法人税及營業稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ同條ノ規定ニ依ル所

得税又ハ所得ニ對スル法人税及營業税免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第七條 指定重要機械製造事業ヲ營ム重要機械製造事業者其ノ事業ノ爲必要ナル機械又ハ器具ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第八條 重要機械製造事業者ノ營ム重要機械製造事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第九條 重要機械製造事業者タル株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純財産額ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 重要機械又ハ其ノ部分品ノ輸入ガ重要機械製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ重要機械又ハ其ノ部分品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第十一條 重要機械又ハ其ノ部分品ノ輸入ニ因リ重要機械ノ市價ノ低落ヲ來シ重要機械製造事業

ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅調查委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ重要機械又ハ其ノ部分品ニ對シ關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入税ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入税ヲ課スルコトヲ得

第十二條 重要機械製造事業者其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第十三條 重要機械製造事業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

重要機械製造事業者タル法人ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 重要機械製造事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出デ又ハ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 重要機械製造事業者ト他ノ重要機械製造事業者又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ該當スル重要機械製造事業ヲ營ム者トノ間ニ重要機械ノ製造又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル協定成立シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ツベシ其ノ變更又ハ廢止アリタルトキ亦同ジ

政府公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ協定ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 政府ハ重要機械製造事業者ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
政府ハ重要機械製造事業者ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲ス
コトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ重要機械製造事業者ノ事務所 營業所 工
場 倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムル
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シ重要機械ノ販賣價格若
ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ重要機械ノ需要供給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
第十八條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲又ハ軍事上特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機
械製造事業者ニ對シ重要機械又ハ其ノ部分品ニ付研究 試作其ノ他製造ニ關スル命令ヲ爲シ又
ハ設備ノ擴張 改良 變更若ハ工場ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シ特殊設備ノ施設其ノ他
軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 前二條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之
ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ

超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所
ニ依リ重要機械製造事業者ニ對シ重要機械ノ製造若ハ販賣ニ關シ協定ノ設定ヲ命ジ又ハ協定ノ
加盟者若ハ其ノ協定ニ加盟セザル重要機械製造事業者ニ對シ其ノ協定ノ全部若ハ一部ニ依ルベ
キコトヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事
業者ニ對シ重要機械ノ製造ニ關スル技術又ハ研究ニ付他ノ重要機械製造事業者ニ對スル協力ヲ
爲シ又ハ他ノ重要機械製造事業者ヨリ協力ヲ受クルコトヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機械ノ製造
ニ必要ナル見本機械若ハ圖面ヲ所有シ若ハ所持スル者ニ對シ重要機械製造事業者ニ之ヲ利用セ
シメ又ハ重要機械製造事業者ニ對シ之ヲ利用スルコトヲ命ズルコトヲ得但シ特許又ハ登録實用
新案ニ係ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 前二條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ費用ノ負擔又ハ對價ニ付關係者間ニ於
テ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府之ヲ裁定ス

第二十五條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事
業者ニ對シ他ノ重要機械製造事業者ニ事業ヲ讓渡シ又ハ他ノ重要機械製造事業者ヨリ事業ヲ讓

受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ讓渡ノ條件ニ付關係者間ニ於テ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府之ヲ裁定ス

第二十六條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機械ノ製造ニ必要ナル機械又ハ器具ヲ所有シ又ハ所持スル者ニ對シ其ノ讓渡又ハ賃貸ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械製造事業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ關係者間ニ於テ協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 重要機械製造事業者ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケ又ハ借受ケタル機械又ハ器具ヲ政府ノ指定スル重要機械ノ製造以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 第二十四條若ハ第二十五條ノ規定ニ依ル裁定又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル決定アリタル場合ニ於テ費用ノ負擔、對價、讓渡價格又ハ賃貸料ニ付不服アル者ハ其ノ裁定又ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日(裁定又ハ決定ノ通知ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日)ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十九條 第二十二條乃至前條ニ定ムルモノノ外裁定及決定、重要機械ノ製造ニ關スル技術又

ハ研究ノ協力、重要機械ノ製造ニ必要ナル見本機械又ハ圖面ノ利用、重要機械製造事業者間ノ事業ノ讓渡又ハ讓受並ニ重要機械ノ製造ニ必要ナル機械又ハ器具ノ讓渡又ハ賃貸ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シ其ノ供給ヲ受クル部分品ノ種類若ハ數量又ハ供給者ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ重要機械製造事業者ニ對シ重要機械ノ製造ニ政府ノ指定スル設計、原料若ハ材料又ハ部分品若ハ附屬品ヲ使用スベキコトヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

第三十二條 政府ハ重要機械又ハ其ノ部分品若ハ附屬品ニ付其ノ規格ヲ定ムルコトヲ得

重要機械製造事業者ハ前項ノ規定ニ依リ規格ノ定マリタルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外規格ニ適合スルモノニ非ザレバ之ヲ製造シ又ハ重要機械ノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ

第三十三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械製造事業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備ノ償却ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ試験若ハ研究ノ目的其ノ他命令ヲ以テ定ムル目的ニ充ツル爲特別ノ積立金ノ積立ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械ノ試験、研究又ハ試作ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第三十五條 重要機械製造事業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 第十五條乃至第十七條、第三十一條、第三十二條及前條ノ規定ハ第二條第一項但書ノ規定ニ該當スル重要機械製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

第二十五條 第二十八條及第二十九條ノ規定ハ第二條第一項但書ノ規定ニ該當スル重要機械製造事業ヲ營ム者ト他ノ重要機械製造事業者又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ該當スル重要機械製造事業ヲ營ム者トノ間ニ於ケル事業ノ讓渡又ハ讓受ニ之ヲ準用ス

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ重要機械製造事業ヲ營ミタル者

二 第十條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ重要機械又ハ其ノ部分品ノ輸入ヲ爲シタル者

三 附則第二項又ハ第三項ニ掲グル者ニシテ同項ノ規定ニ依ル範圍ヲ超エテ重要機械製造事業ヲ營ミタルモノ

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十二條ノ規定ニ違反シテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者

二 第十三條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者

三 第十四條第一項ノ規定ニ違反シテ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シ又ハ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ若ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者

四 第十四條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

五 第十五條第二項(第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)、第十七條(第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)、第十八條、第十九條、第二十一條乃至第二十三條又ハ第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十七條ノ規定ニ違反シテ機械又ハ器具ヲ使用シタル者

七 第三十一條(第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令又ハ制限ニ違反シタル者

八 第三十二條第二項(第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ規格ニ適合セザルモノヲ製造シ又ハ重要機械ノ製造ニ使用シタル者

第三十九條 第十六條第二項(第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條第一項(第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十六條第三項(第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨
検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者
第四十一條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ
第三十七條乃至第三十九條又ハ前條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザル
ノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十二條 第三十七條乃至第三十九條及第四十條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理
事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定
代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者、同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在
ラズ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第十五條第一項(第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ命令ノ定
ムル協定又ハ其ノ變更若ハ廢止ニ付届出ヲ爲サザル者
- 二 第三十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ積立ヲ爲サザル者

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ重要機械製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ

承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ限り同條ノ規定ニ拘ラズ本法公布
ノ日以前ニ於テ營メル事業ノ範圍(本法施行ノ際現ニ建設工事中ノ設備アル事業ニ付テハ當該設
備ニ係ル事業ノ範圍ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム)内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得
第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ重要機械製造事業ヲ營ム爲本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設
工事中ニ在ル者又ハ其ノ設備ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ勅令ヲ以テ定ムル期
間ヲ限り同條ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ定ムル範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ重要機械製造事業ヲ營ム者ハ第二條ノ許可ヲ受クル迄之ヲ同條第一項但書ノ
規定ニ該當スル重要機械製造事業ヲ營ム者ト看做ス

★ 工作機械製造事業法中改正法律

工作機械製造事業については去る第七十三回帝國議會の協賛を経て昭和十三年七月か
ら工作機械製造事業法を施行して、急速な生産力の擴充、製造技術の向上に努めて來
た。しかし、同法を施行してから既に三年近くを經過して、その間我が國工作機械工業
の事情も大分變化したので、これに應じて工作機械製造事業法を改正して斯業の實情に
即應すると共に現下の國家的要求に適合することになつた。

工作機械製造事業法改正の内容は大體二つの點に分けることが出来る。

第一には工作機械製造事業の許可限度を撤廢して、總ての工作機械製造事業に許可制を擴げたことである。

現行の工作機械製造事業法では原則として、工作機械二百臺以上の設備で營む工作機械製造事業に許可制が採られ、これ等の許可會社にのみ免税、償却の保障等の恩典を與へ、指導監督を行つて來たが、同法施行以來、許可會社は續々と大擴張し、また技術の向上を示して來た。しかし、時局の進展と共に工作機械工場が大いに増加して、今日では現行の工作機械製造事業法の適用を受ける規模に達しない程度の設備の工作機械製造事業が、その工場數でも生産額でも相當大きな數字に上つて來たし、また、これ等の工場の中には相當技術の優秀なものもあるので、これ等の中小工場にも適當な指導監督を加へて、國家の要求する工作機械の供給に積極的に參加させるためには同法を適用することが適當と認められるので、この許可を受くべき限度を撤廢したのである。この改正で我が國の工作機械工業は總て工作機械製造事業法の下に一元的に統制され、斯業の整備發展への萬全の態勢が整へられたのである。

第二には工作機械工業の質的向上を圖るための規定、例へば技術上の協力、見本機械及び圖面の利用、工作機械の製造に必要な機械の讓渡、事業の讓渡等について命令し得る規定、その他製造工程の合理化、技術の向上に資する規定や下請工業の活用を圖るための規定等を現行法に追加して、經營の合理化、技術の向上に遺憾ないやうにした。尙ほ、以上のやうな規定の追加に伴つて罰則を適當に改正して均衡を保持した外、若干の規定について必要な改正を加へた。

【工作機械製造事業法中左ノ通改正ス】

第三條第一項但書ヲ削ル

第四條第一項中「前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ」ヲ「前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニシテ其ノ設備ガ命令ノ定ムル規模以上ナルモノハ」ニ改メ同條第三項中「前條ノ許可ヲ受ケタル者」ノ下ニ「ニシテ第一項ニ掲グルモノ」ヲ加ヘ同項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ其ノ設備ガ第一項ノ命令ノ定ムル規模ニ達セザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條第一項中「第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(工作機械製造會社)」ヲ「第三條ノ許可ヲ受ケタル者

(工作機械製造事業者)ニ、同條第三項中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ改ム

第六條 第十二條 第十八條 第二十條及第二十五條中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造

事業者」ニ改ム

第七條第一項及第四項並ニ第八條中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ、「所得ニ對スル法人税」ヲ「所得税又ハ所得ニ對スル法人税」ニ改ム

第七條第二項中「各事業年度ノ資本金額」ヲ「法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額」ニ改ム

第九條中「所得ニ對スル法人税」ヲ「所得税又ハ所得ニ對スル法人税」ニ改ム

第十條第一項中「工作機械製造會社」ヲ「命令ヲ以テ定ムル工作機械製造事業者タル株式會社」ニ改ム

第十三條 工作機械製造事業者ノ營ム工作機械製造事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ土地收用

法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第十四條第一項及第十七條中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者タル株式會社」ニ改ム

第十五條第一項中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ、同條第二項中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者タル法人」ニ改ム

第十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

工作機械製造事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出デ又ハ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十六條ノ二 工作機械製造事業者ト他ノ工作機械製造事業者トノ間ニ工作機械ノ製造又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル協定成立シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ツベシ其ノ變更又ハ廢止アリタルトキ亦同ジ

政府公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ協定ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第十九條第一項中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第十九條ノ二 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ工作機械又ハ其ノ部分品ニ付研究、試作其ノ他製造ニ關スル命令ヲ爲シ又ハ設備ノ擴張、改良、變更若ハ工場ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條第一項中「第十九條第二項又ハ前條」ヲ「前二條」ニ改ム

第二十一條ノ二 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ工作機械製造事業者ニ對シ工作機械ノ製造若ハ販賣ニ關シ協定ノ設定ヲ命ジ又ハ協定ノ加盟者若ハ其ノ協定ニ加盟セザル工作機械製造事業者ニ對シ其ノ協定ノ全部若ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一條ノ三 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ工作機械ノ製造ニ關スル技術又ハ研究ニ付他ノ工作機械製造事業者ニ對スル協力ヲ爲シ又ハ他ノ工作機械製造事業者ヨリ協力ヲ受クルコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一條ノ四 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械ノ製造ニ必要ナル見本機械若ハ圖面ヲ所有シ若ハ所持スル者ニ對シ工作機械製造事業者ニ之ヲ利用セシメ又ハ工作機械製造事業者ニ對シ之ヲ利用スルコトヲ命ズルコトヲ得但シ特許又ハ登録實用新案ニ係ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條ノ五 前二條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ費用ノ負擔又ハ對價ニ付關係者間ニ於テ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府之ヲ裁定ス

第二十一條ノ六 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ他ノ工作機械製造事業者ニ事業ヲ讓渡シ又ハ他ノ工作機械製造事業者ヨリ事業ヲ讓受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ讓渡ノ條件ニ付關係者間ニ於テ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府之ヲ裁定ス

第二十一條ノ七 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械ノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械ヲ所有シ又ハ所持スル者ニ對シ其ノ讓渡又ハ賃貸ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ工作機械製造事業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ關係者間ニ於テ協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第二十一條ノ八 工作機械製造事業者ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケ又ハ借受ケタル器具又ハ機械ヲ政府ノ指定スル工作機械ノ製造以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條ノ九 第二十一條ノ五若ハ第二十一條ノ六ノ規定ニ依ル裁定又ハ第二十一條ノ七ノ規定ニ依ル決定アリタル場合ニ於テ費用ノ負擔、對價、讓渡價格又ハ賃貸料ニ付不服アル者ハ其ノ裁定又ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日(裁定又ハ決定ノ通知ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日)ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十一條ノ十 第二十一條ノ三乃至前條ニ定ムルモノノ外裁定及決定、工作機械ノ製造ニ關スル技術又ハ研究ノ協力、工作機械ノ製造ニ必要ナル見本機械又ハ圖面ノ利用、工作機械製造事業者間ノ事業ノ讓渡又ハ讓受竝ニ工作機械ノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械ノ讓渡又ハ賃貸ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條ノ十一 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ其ノ供給ヲ受クル部分品ノ種類若ハ數量又ハ供給者ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條ノ十二 政府ハ工作機械製造事業者ニ對シ工作機械ノ製造ニ政府ノ指定スル設計、原料若ハ材料又ハ部分品若ハ附屬品ヲ使用スベキコトヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

第二十一條ノ十三 政府ハ工作機械又ハ其ノ部分品若ハ附屬品ニ付其ノ規格ヲ定ムルコトヲ得
工作機械製造事業者ハ前項ノ規定ニ依リ規格ノ定マリタルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合
ヲ除クノ外規格ニ適合スルモノニ非ザレバ之ヲ製造シ又ハ工作機械ノ製造ニ使用スルコトヲ得
ズ

第二十一條ノ十四 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工作機械製造事業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設
備ノ償却ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ試験若ハ研究ノ目的其ノ他命令ヲ以テ定ムル目的ニ充ツル
爲特別ノ積立金ノ積立ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

政府第二十一條ノ補償金額ノ決定ヲ爲サントスルトキハ工作機械製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

第二十七條中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ、「取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査
役」ヲ「法人ノ役員」ニ改ム

第二十八條ニ左ノ一號ヲ加フ

三 附則第二項又ハ第三項ニ掲グル者ニシテ同項ノ規定ニ依ル範圍ヲ超エテ工作機械製造事業
ヲ營ミタルモノ

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者

二 第十五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者

三 第十六條第一項ノ規定ニ違反シテ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シ又ハ事業計畫ノ届出ヲ
爲サズ若ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者

四 第十六條第二項ノ規定ニ依リ議更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

五 第十六條ノ二第二項(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)、第十九條(附則第四
項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)、第十九條ノ二、第二十條、第二十一條ノ二乃至第二

十一條ノ四又ハ第二十一條ノ十一ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第十七條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ利益金ノ處分ヲ爲シタル者

七 第二十一條ノ八ノ規定ニ違反シテ器具又ハ機械ヲ使用シタル者

八 第二十一條ノ十二(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令又ハ制
限ニ違反シタル者

九 第二十一條ノ十三第二項(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ
規格ニ適合セザルモノヲ製造シ又ハ工作機械ノ製造ニ使用シタル者

第三十條中「第十八條第二項」ノ下ニ「(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ヲ加フ

第三十一條第一號中「第十八條第一項」ノ下ニ「(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」

ヲ、同條第二號中「第十八條第三項」ノ下ニ「(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ヲ

加フ

第三十三條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第十六條ノ二第一項(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ命令ノ定ムル協定又ハ其ノ變更若ハ廢止ニ付届出ヲ爲サザル者

二 第二十一條ノ十四ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ積立ヲ爲サザル者

第三十四條第二項ヲ削ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ從前ノ第三條第一項但書ノ規定ニ該當スル工作機械製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ限り同條ノ改正規定ニ拘ラズ本法公布ノ日以前ニ於テ營メル事業ノ範圍(本法施行ノ際現ニ建設工事中ノ設備アル事業ニ付テハ當該設備ニ係ル事業ノ範圍ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム)内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

從前ノ第三條第一項但書ノ規定ニ該當スル工作機械製造事業ヲ營ム爲本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者又ハ其ノ設備ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ限り同條ノ改正規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ定ムル範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

ヲ得

第十六條ノ二、第十八條、第十九條、第二十一條ノ十二、第二十一條ノ十三及第二十七條ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依リ工作機械製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

第二十一條ノ六、第二十一條ノ九及第二十一條ノ十ノ規定ハ第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ工作機械製造事業ヲ營ム者ト他ノ工作機械製造事業者又ハ第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ工作機械製造事業ヲ營ム者トノ間ニ於ケル事業ノ讓渡又ハ讓受ニ之ヲ準用ス

★日本製鐵株式會社法中改正法律

時局はますます鐵を必要とするやうになつた。そこで、鐵鋼の生産力を維持し擴充するために日本製鐵株式會社の資金調達を容易にし、日滿支を通じて製鋼事業の一貫した運営を行ふために、同社の株主資格に關する制限を緩和することになつた。

一、現行法では他の特殊會社法に準じ嚴重に株主の資格制限を設けて、政府、公共團體、帝國臣民の外は帝國法人中の一定のものに限り株式を所有し得ることになつてゐるが、鐵鋼政策は日滿支を通じ一貫した方針で強力に行ふ必要があるので、將來、外國

法人（滿洲法人、中華民國法人等）と株式を交換して資本、經營の交流を行つて、この趣旨の徹底を圖る必要があるので、右に該當しないものでも、勅令で定めた法人で、特に主務大臣の許可を受けたものは、日鐵の株主になることが出来ることにした。なほ、差當り株式の交換を豫定してゐるものは滿洲國法人の昭和製鋼所である。

二、現行法では社債發行の限度は拂込株金額の二倍になつてゐるが、鐵鋼の生産力を擴充するには莫大な資金を要するので、資金の調達には特別の考慮を要する。そこで、社債の發行限度を拂込株金額の三倍まで擴張することになつた。

三、社債應募の促進を圖るために、社債権者は會社の財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の辨済を受ける権利を有することにした（第五條ノ三）。

四、同社の第二回以後の株金拂込及び社債募集は主務大臣の許可を受けさせることにした。

以上の外に多少の改正を加へたが、主に技術的な改正である。

【日本製鐵株式會社法中左ノ通改正ス】

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

勅令ノ定ムル法人ニシテ特ニ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ日本製鐵株式會社ノ株主ト爲ルコトヲ得

第五條ノ二 日本製鐵株式會社ハ商法第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

社債ヲ募集スル場合ニ於ケル株主總會ノ決議ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五條ノ三 日本製鐵株式會社ノ社債権者ハ同會社ノ財産ニ付他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債権ノ辨済ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第五條ノ四 日本製鐵株式會社第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメ又ハ社債ヲ募集セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十條中「社債ノ募集」ヲ削ル

第二十二條中第一號ヲ第三號トシ第二號ヲ第四號トシ第一號及第二號トシテ左ノ二號ヲ加フ

一 第五條ノ二ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シタルトキ

二 第五條ノ四ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金ノ拂込ノ催告又ハ社債ノ募集ヲ爲シタルトキ

★人造石油製造事業法中改正法律

天然石油の資源に恵まれない我國は、近代軍事産業交通上に不可欠な液體燃料の供給を科學の力によつて確保しなければならない。このため人造石油製造事業の確立を圖ることを目的として昭和十二年に制定された法律が人造石油製造事業法である。これに依つて國家は大規模な設備と高度の技術を要する新興工業である人造石油製造事業に對してその合理的發達を指導すると共に強力な保護獎勵を與へることになつたのである。その後支那事變の擴大、國際情勢の緊迫化は人造石油に期待する處を益々増大させるに至つたので、この事態に即應し遺憾ないやうに人造石油製造事業法について次の二點を主眼とする改正を行つたのである。

第一は人造石油製造獎勵のため從來實施して來た獎勵金制度を廢止し、生産費及び相當利益を參酌した價格を公定し、これによつて販賣させることにしたことである。即ちこの獎勵金は、人造石油の市價及び生産費を標準とし、相當利益を參酌して交付されて來たのであるが、これは人造石油の生産が多量且つ大量となるに従ひ、品種別交付の煩鎖、國庫負擔の増高等困難な事情が生ずるばかりでなく、内外地滿洲一體として案畫されてゐる人造石油製造事業全體の保護獎勵にとつて十分でないので、これに代つて政府が中庸生産費及び適正利潤を考慮して定める公定價格によつて販賣させることが適當となつたのである。しかし、これに依つて消費者の負擔を増すことは、低物價政策に背馳するから、人造石油は製造業者から右の公定價格で石油共販株式會社に買取らせ、從來の人造石油製造獎勵金は同社に一括交付することにし、石油價格の急激な昂騰を避けることにした。

第二に人造石油の製造並びにこれに對する需要が品種に於ても多様、數量に於ても多くなり、これ等について需給を調整する等の必要を生ずることが豫想されるので、單に從來のやうな製造設備の擴張改良、製造方法の改善ばかりでなく、品種別生産命令等廣く人

造石油の生産に關し必要な事項を命ずることが出来るやうに改正されたのである。尙ほ、以上二點の改正に伴ふ條文の整理の外、液體燃料委員會に關する規定が廢止されてゐる。本改正法の施行期日は追つて勅令を以て定められる。

【人造石油製造事業法中左ノ通改正ス】

第九條 人造石油製造會社其ノ製造シタル人造石油ヲ販賣セントスルトキハ政府ノ定ムル價格ニ依ルベシ但シ特別ノ事情ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ之ト異リタル價格ニ依ルコトヲ得

前項本文ノ價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産費及相當利益ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十條 削除

第十六條第一項中「販賣價格ノ變更其ノ他」ヲ削リ同條第二項中「製造方法ノ改善」ノ下ニ「其ノ他生産ニ關シ必要ナル事項」ヲ加フ

第十八條中「其ノ所有スル」ヲ「其ノ製造シタル」ニ、「時價ヲ標準トシテ」ヲ「第九條第一項ノ價格ニ依リ」ニ改ム

第十九條 削除

第二十二條 人造石油製造會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監

査役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第九條第一項ノ規定ニ違反シ同條同項ノ價格ニ依ラズシテ人造石油ヲ販賣シタルトキ
- 二 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ人造石油製造會社ノ製造シタル人造石油ニ係ル獎勵金及其ノ返還金並ニ本法施行前ニ交付シタル獎勵金ノ返還金ニ付テハ第九條及第十條ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

★帝國燃料興業株式會社法中改正法律(修正)

帝國燃料興業株式會社は帝國燃料興業株式會社法に基づいて政府の保護監督の下に人造石油事業の振興に協力するため、斯業に對する投資その他の事業を營む國策會社である。人造石油事業は、その起業に多額の資金を必要とするから、帝國燃料興業株式會社法は同社に對し元利支拂につき政府の保證する燃料興業債券を拂込資本金の三倍まで發行出来る特權を與へ、同社はこれに依つて必要な資金を調達し、人造石油事業に投資し

或ひは融資して來たのである。ところが、時局は人造石油事業について劃期的増産計畫を遂行しなければ東亞共榮圈確立の大業に必要な液體燃料の供給を確保することが出來ない情勢となつたので、これに伴ひますく多額の資金の調達が必要となつて來た。そこで之に應じ帝國燃料興業株式會社の資金調達能力を一層擴大して置くため、今回帝國燃料興業株式會社法が改正され、燃料興業債券の發行限度を拂込資本金の五倍までに擴張し遺憾なきを期することになつたのである。

右の外、同法は帝國燃料興業株式會社の理事及び監事を、株主以外からも選任することが出来るやうにし、理事は從來の株主總會で選んだ二倍の候補者から政府が任命する形式を改め、株主總會で選任し政府の認可を受けることに改正され、これによつて廣く人材を獲て同社の使命達成に邁進することになつたのである。

【帝國燃料興業株式會社法中ノ通改正ス】

第十條第二項中「株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ」ヲ「株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受クルモノトシ」ニ改メ同條第三項中「株主中ヨリ」ヲ削リ、同條第三項ハ次ニ左ノ一項ヲ加フ（横點ノ部分ハ衆議院修正）

石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國燃料興業株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラズ（コノ項衆議院修正追加）

第十三條第一項中「三倍」ヲ「五倍」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ理事ノ職ニ在ル者ノ在職ニ付テハ第十條第二項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

★帝國石油株式會社法（修正）

石油資源の開發は刻下の急務である。政府は從來石油資源開發法を施行し、國內天然石油資源の合理的開發の促進を圖ると共に石油試掘に對して助成金を交付しその獎勵に努めて來た。元來、石油鑛業は多額の經費を要するばかりでなく危險負擔が大きいので、日本のやうな天然石油資源に恵まれない國では餘程の強力な援助を與へなければ振興を

期することが出来ない。そこで今回制定された帝國石油株式會社法は、石油資源の開發を促進し、石油事業の振興を圖るため必要な事業を營む國策會社として帝國石油株式會社を設立し、石油資源開發促進施設を層強化することにした。即ち、帝國石油株式會社は本法の規定によつて資本金一億圓のうち五千萬圓を政府の出資に俟ち、政府の配當補給、政府の元利支拂保證のある帝國石油債券（拂込資本金の三倍迄）の發行權、租税の免除等の保護を與へられると共に、事業遂行上政府の指導監督を受け、石油資源の調査、開發、石油の賣買、石油資源開發事業に對する融資、投資等の事業を行ふ特殊會社である。この會社は近く本法の附則により現在の帝國石油資源開發株式會社を母體として設立される筈であるが、同社の使命こそ眞に重大なものといはねばならない。

【法 文】

第一章 總 則

第一條 帝國石油株式會社ハ石油資源ノ開發ヲ促進シ石油事業ノ振興ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第二條 帝國石油株式會社ノ資本ハ一億圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 政府ハ五千萬圓ヲ限り帝國石油株式會社ニ出資スベシ

政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第四條 帝國石油株式會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ五分ノ一迄下ルコトヲ得

第五條 帝國石油株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第六條 帝國石油株式會社ニ非ザルモノハ帝國石油株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二章 役 員

第七條 帝國石油株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第八條 總裁ハ帝國石油株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ帝國石油株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ帝國石油株式會社ノ業務ヲ監査ス

第九條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス
監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國石油株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ（この項業
議院修正追加）

第十條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 營業

第十一條 帝國石油株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 石油資源ノ調査又ハ開發
 - 二 石油ノ賣買
 - 三 石油資源ノ開發事業ニ對スル資金ノ融通又ハ投資
 - 四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
- 帝國石油株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ノ外本會社ノ目的達成上必要ナル諸事業ヲ營ムコトヲ得

第四章 帝國石油債券

第十二條 帝國石油株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ限り帝國石油債券ヲ發行スルコトヲ得

帝國石油債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第十三條 帝國石油債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 政府ハ帝國石油債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第十五條 帝國石油債券ノ所有者ハ帝國石油株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第五章 準備金

第十六條 帝國石油株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第六章 監督及助成

第十七條 政府ハ帝國石油株式會社ノ業務ヲ監督ス

翼賛議會の總決算

三一八

第十八條 帝國石油株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十九條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十條 帝國石油株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セシトスルトキ亦同ジ

第二十一條 政府ハ帝國石油株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ石油事業ノ振興上其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 政府ハ帝國石油株式會社ノ業務ニ關シ軍事上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ帝國石油株式會社監督官ヲ置キ帝國石油株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第二十四條 帝國石油株式會社監督官ハ何時ニテモ帝國石油株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

帝國石油株式會社監督官必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ帝國石油株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

帝國石油株式會社監督官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ帝國石油株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十六條 帝國石油株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十七條 帝國石油株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキ(利益金額ナキトキ及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム)ハ政府ハ第十營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ
每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ツ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ二分ノ一ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第二十八條 帝國石油株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第二十九條 帝國石油株式會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除ス

帝國石油株式會社ノ所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通又ハ投資ヨリ生ズル帝國石油株式會社ノ甲種ノ配當利子所得ニシテ第一項ニ規定スル法人稅及營業稅ノ免除期間内ニ生ジタルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得稅ヲ課セズ

第三十條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間帝國石油株式會社ニハ前

條第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 罰則

第三十一條 帝國石油株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

- 一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
 - 二 第十一條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ
 - 三 第十二條第一項ノ規定ニ違反シ帝國石油債券ヲ發行シタルトキ
 - 四 第二十一條又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ
- 第三十二條 帝國石油株式會社ノ總裁、副總裁又ハ理事第十條ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス
- 第三十三條 第六條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第三十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

法律案解説

第三十五條 昭和十五年七月二十四日設立セラレタル帝國石油資源開發株式會社（以下帝國石油資源開發株式會社ト稱ス）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商法第三百四十三條ニ定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ帝國石油株式會社ト爲ルコトヲ得

帝國石油資源開發株式會社前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十六條 前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ政府ハ設立委員ヲ命ジ帝國石油資源開發株式會社ヲ帝國石油株式會社ト爲ス爲ニ必要ナル事務ヲ處理セシム

前項ノ設立委員ノ中少クトモ二人ハ帝國石油資源開發株式會社ノ取締役ノ中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス

設立委員ノ任命アリタル後ハ帝國石油資源開發株式會社ノ取締役ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ會社ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ帝國石油資源開發株式會社ノ株式ニ引當テラルベキ株式及政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第三十九條 株式申込證ニハ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ノ外定款認可ノ年月日ヲ記載スベシ

第四十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第四十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第四十二條 前條ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第四十三條 創立總會ニ於テハ第九條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

第四十四條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ帝國石油株式會社總裁ニ引渡スベシ

第四十五條 帝國石油株式會社ノ成立ニ因リ帝國石油資源開發株式會社ハ之ニ吸收セララルモノトシ帝國石油資源開發株式會社ノ權利義務ハ帝國石油株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第四十六條 前條ノ規定ニ依リ帝國石油資源開發株式會社ガ帝國石油株式會社ト爲リタルトキハ法人税法、營業税法及臨時利得税法ノ適用ニ關シテハ帝國石油資源開發株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ト看做シ帝國石油株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シタル法人ト看做ス

帝國石油株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込株金額中帝國石油資源開發株式會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ登録稅ヲ課セズ

- 第四十七條 第三十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外帝國石油資源開發株式會社ガ帝國石油株式會社ト爲ル場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四十八條 第三十五條第一項ノ決議ナキ場合又ハ其ノ決議ガ效力ヲ生ゼザル場合ニ於テ帝國石油株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四十九條 本法施行ノ際現ニ帝國石油株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス
- 第三十三條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ
- 第五十條 登録稅法第六條第一項第十一號中「燃料興業債券」ノ下ニ「帝國石油債券」ヲ加フ

★輸出補償法中改正法律

改正の趣旨

輸出補償法は昭和五年八月から本邦輸出の振興促進を圖ることを目的として制定されたものの一である。爾來、間斷なき幾多の國際通商情勢の變化に對處して輸出補償制度

はよくその機能を發揮して本邦の輸出貿易上に相當顯著な成績を擧げて來た。

昭和十四年九月勃發した歐洲戰亂は、今やその波及するところ全世界に及び、各國共あらゆる手段を講じて自國の利益擁護に日夜苦心しつゝある現状で、國際情勢の推移に連れ國際貿易に如何なる變動を來すやも測り難い情勢である。驟つて我が國現下の實情に於て輸出貿易の振興が最も緊要であることは、茲に改めて多言を要しないところであるが、右のやうな國際情勢下では輸出に關聯して起りうる凡ゆる危險について輸出業者を保護する何等かの對策を講じなければ、動もすれば輸出業者が輸出貿易に對し積極的な氣分を失ふ懸念なきを保し難いのである。仍つて、この傾向を一掃し、安んじて輸出の維持増進を期することの出來る方策を樹立することは刻下の急務といはねばならない。

政府は十五年十二月三日の閣議決定の趣旨に基づいて、既に現行の輸出補償法の許す範圍内で、運用により爲替銀行が輸出手形を買取り満期にその支拂を受けることが出來なかつた場合に蒙る損失に對し、保險的に補償し、輸出業者が安んじて輸出貿易に従事することが出来るやうに努めて來たのであるが、この際一層これを擴充するため輸出補償法中の一部を改正することになつた。

改正の要點

前述のやうに本邦輸出貿易の積極的伸張を期すためには、輸出業者をして輸出補償制度の積極的活用を圖らせる必要があるが、現行の制度の儘では尙ほ不十分な點もあり、且つ本制度の擴充についてはその利用者である關係業者からも切實な要望があるので左の二點について改正することになつた。

以下その概要を述べて見よう。

(イ) 損失補償限度の引上

政府が銀行に對して損失の補償をする場合には、その損失の全額を補償するのではなく、法律でその補償の限度を定めてゐる。これは輸出手形について政府が損失の全額を補償すると、諸種の弊害を醸生し、却て健全な輸出の増進を促進する所以でないからである。この補償の限度は従來は損失の百分ノ八十を限度としてゐた。損失補償限度の如何が輸出業者の利害に至大の關係のあることは論を俟たないが、特に現下の國際情勢の下では輸出の維持増進を圖るためにはこの際或る程度の限度引上を必要とするものと

考へられる。そこで政府はこの點に鑑み諸外國の事例を參酌し、更に一割方の引上げをすることに決し、損失の百分ノ九十を限度として補償することにしたのである。

(ロ) 保險的損失補償の機能擴充

現行の輸出補償制度には甲種補償及び乙種補償の二種があり、前者は銀行が輸出手形を買取り満期に不渡となつて損失を受けたときは、政府はその損失の百分の八十を銀行に對して補償するのであるが、銀行は遲滯なく手形の振出人たる輸出業者に對し遡求權を行使することを原則とするので、謂はば單に金融上の便益を附與することを主眼とするものである。而して後者はこれに反し、政府は銀行に對し損失の百分の七十を補償するが、手形の振出人等に對しては遡求權を行使しないのを建前とする所謂保險的色彩をもつことを特質とする制度である。

惟ふに、現下の時局に於て輸出業者の切望するところは、戰爭に原因する謂はば輸出業者の責に歸すべからざる不可抗力の事故の發生によつて蒙る損失の負擔を國家が填補するの一點に存するのである。仍つて、政府はこの要望を考慮し、現行の甲種補償及び乙種補償の區別を廢して、凡て保險的に損失を補償する單一の制度(従來の乙種補償一本建)

として輸出業者をして何等の不安なく輸出できるやうに劃期的な改正をすることにしたのである。

以上が今回の輸出補償法改正の概略であるが、要するに今回の改正は最近の國際通商情勢に對處し、積極的に本制度を活用し益々制度本來の効果を發揮させ、輸出貿易の一層の躍進を期さうとするにあるのである。

【輸出補償法中左ノ通改正ス】

第一條中「政府ハ」ノ下ニ「命令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ加ヘ「百分ノ八十」ヲ「百分ノ九十」ニ改ム

第三條第一項中「荷爲替手形ノ滿期」ノ下ニ「一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ付テ特別ノ事情アル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル別段ノ時期以下同ジ」ヲ加ヘ同項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 荷爲替手形ニ付附屬荷物アルトキハ其ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ其ノ處分ノ爲支出シ

タル費用ヲ控除シタル殘額

第四條第一項中「遡求權其ノ他ノ手形上ノ權利」ヲ「遡求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利」ニ改ム

第五條 削除

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ銀行ガ買取リタル手形ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

鐵道省

★帝都高速度交通營團法

帝都の交通量は、人口の増加、生産力の擴充その他いろ／＼な事由で近年益々激増してゐるが、交通機關特に地下鐵道が不足してゐて、到底圓滑迅速に輸送することができない状態である。更にまた地下鐵道は空襲下に於ける唯一の交通機關として必要缺く可らざる施設であるから、帝都の地下鐵道を整備擴充することは、平戰兩時の交通上並びに防空上焦眉の急務である。仍つて地下鐵道を急速に整備擴充するために最も適應した

法律案解説

有力な特殊の機關を設立して、現在の地下鐵道の全部を買收し、同時に毎年資材と資金の許す限り極力建設を促進させ、又政府も之に對し強力な監督助成をなさうとするのが本法制定の趣旨である。

本法の大意は左の如くである。

第一 總 則

一 帝都高速度交通營團の權利能力

交通營團は東京市及びその附近の地下高速度交通事業を營むことを目的とする法人であつて、主務大臣の認可を受けて事業を營み又は之に投資することを得る(第一條)。

二 資本金並びに出資

資本金は六千萬圓とし、内四千萬圓を政府が出資し、残りの二千萬圓は東京市その他が出資する豫定である(第二條及び第五條)。

出資に對しては出資證券を發行し、また出資者は營團の承認を経てその持分を讓渡し得る(第四條及び第八條)。

三 其の他

出資者の資格(第三條)、政府又は公共團體の出資金拂込はその他の出資金拂込と異にし得ること

と(第六條)、出資者の責任限度(第七條)、拂込を怠つた出資者の持分の處分(第九條)、定款の記載事項(第十條)、登記(第十一條)、解散の處置(第十二條)、類似名稱使用の禁止(第十三條)、民法の準用規定(第十四條)等を規定した。

第二 役 員

一 役員の任命

交通營團に總裁副總裁各一人、理事五人以上及び監事三人以上を置き、主務大臣が之を命ずる(第十五條及び第十七條)。

二 評議員

交通營團には主務大臣任命の名譽職の評議員若干人を置く。評議員は事業經營に關する重要事項について總裁の諮問に應じ又は之に對し意見を述べることを得る(第十九條)。

三 其の他

役員の職務權限(第十六條)、役員の任期(第十七條及び第十九條)、役員の兼業禁止(第十八條)等を規定した。

第三 交通債券

一 交通債券發行の限度

法律案解説

交通營團は主務大臣の認可を受け、拂込資本金額の十倍を限り交通債券を發行し得る。交通債券借換の場合にはこの制限によらざることを得る(第二十條及び第二十二條)。

二 類面金額並びに發行方法

交通債券の類面金額は五十圓以上とし、募集(特別募集及び公募)、割引及び賣出の方法で發行することを得る(第二十一條及び第二十三條)。

三 政府の引受

場合によつては帝國鐵道會計は交通債券の引受をすることを得る(第二十四條)。

四 交通債券の特典

交通債券は所得税法等で地方債並の取扱を受け(第三十條)、その元利支拂を政府が保證し得るのみならず(第二十六條)、交通債券の所有者は營團の財産について他の債権者に先立つて自己の債權の辨濟を受ける權利を有する(第二十九條)。

五 事業讓受代價としての交通債券交付

交通營團は現存の地下高速度交通事業又は之に關する事業の讓受代價については政府の支拂保證のある交通債券で之を交付することを得る(第二十七條)。

第四 會 計

一 利益金の配當

交通營團は拂込みの出資金額に對し勅令で定めた割合を超えて利益金の配當をなし得ない。また政府の出資に對しては利益金の配當を減額し又はこれをなざることを得る(第三十四條)。

二 準備金の積立

交通營團は毎事業年度に準備金として利益金の百分の十以上を積立てる(第三十三條)。

第五 監督及び助成

一 監督、命令及び認可

交通營團は主務大臣が監督し(第三十五條)、主務大臣は營團に對し監督上必要な命令をなし得るに止らず(第三十七條)、地下鐵道の建設又は改良を命ずることを得る(第三十八條)。又定款の變更及び利益金の處分は主務大臣の認可を受けなければ效力を生じない(第三十六條)。

二 補助金の交付及び税の減免

政府は豫算の範圍内で交通營團に補助金を交付することを得る(第三十九條)。また十年間新設又は増設の地下鐵道事業について所得に對する法人税、營業税を免除する外(第四十一條)、登録税及び印紙税を減免する(第五十五條乃至五十七條)。

三 工事の施行方法又は損失補償の協議

法律案解説

交通營團は地下鐵道の建設又は改良工事施行のため地下埋設物軌道等の移轉、その他の工事の施行を必要とする場合に、その工事の施行方法又は工事の施行のために生ずる損失の補償について當該管理者と協議し、協議が調はないときには主務大臣が裁定する(第四十條)。

第六 其他

其他本法には罰則(第四十三條乃至第四十五條)、交通營團の設立に關する事項(第四十七條乃至第五十一條)、交通營團に事業を讓渡した會社が取得した交通債券の價額に關し、法人税法による所得、營業税法による純益及び臨時利得税法による利益の計算について命令を以て特例を設け得ること(第五十二條)、解散會社は交通債券を殘餘財産の分配金に充て得ること(第五十三條)、交通營團が事業を讓受けた場合にその鐵道財團及び之を擔保とする借入金又は社債の元利支拂義務を承繼すること(第五十四條)等の規定を設けてゐる。

【法 文】

第一章 總 則

第一條 帝都高速度交通營團ハ東京市及其ノ附近ニ於ケル交通機關ノ整備擴充ヲ圖ル爲地下高

速度交通事業ヲ營ムコトヲ目的トスル法人トス

帝都高速度交通營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ關聯スル事業ヲ營ミ又ハ之ニ投資スルコトヲ得

第二條 帝都高速度交通營團ノ資本金ハ六千萬圓トシ之ヲ六十萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 帝都高速度交通營團ノ出資者ハ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノタルコトヲ要ス

第四條 帝都高速度交通營團ハ出資ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ出資證券ヲ發行ス

第五條 政府ハ四千萬圓ヲ限り帝都高速度交通營團ニ出資スルコトヲ得

前項ノ出資ハ帝國鐵道會計ノ資本勘定ノ歲出トシ之ニ因リ取得シタル出資證券ハ同會計ノ資本所屬物件トス

第六條 政府又ハ公共團體ガ帝都高速度交通營團ニ出資シタル場合ニ於テハ其ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第七條 帝都高速度交通營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ帝都高速度交通營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 出資者ハ帝都高速度交通營團ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得

第九條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ帝都高速度交通營團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ帝都高速度交通營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ處分スルコトヲ得

帝都高速度交通營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス

持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル場合ニ於テハ帝都高速度交通營團ハ從前ノ出資者ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ帝都高速度交通營團ガ損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ帝都高速度交通營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週間内ニ出資證券ヲ帝都高速度交通營團ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ帝都高速度交通營團ハ遲滞ナク失效シタル出資證券ノ番號竝ニ其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第十條 帝都高速度交通營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 事務所ノ所在地
 - 四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項
 - 五 役員及會議ニ關スル事項
 - 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
 - 七 交通債券ノ發行ニ關スル事項
 - 八 會計ニ關スル事項
 - 九 公告ノ方法
 - 第十條 帝都高速度交通營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十二條 帝都高速度交通營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 帝都高速度交通營團ニ非ザル者ハ帝都高速度交通營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十四條 民法第四十四條、第五十條、第五十一條第一項、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ帝都高速度交通營團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

第十五條 帝都高速度交通營團ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第十六條 總裁ハ帝都高速度交通營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ帝都高速度交通營團ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ帝都高速度交通營團ノ業務ヲ監査ス

第十七條 總裁、副總裁、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ジ總裁及副總裁ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四年、監事ノ任期ハ三年トス

第十八條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 帝都高速度交通營團ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ事業經營ニ關スル重要事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述

ブルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年トス

第三章 交通債券

第二十條 帝都高速度交通營團ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ交通債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 交通債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

交通債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十二條 帝都高速度交通營團ハ交通債券借換ノ爲一時第二十條ノ制限ニ依ラズ交通債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交通債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊交通債券ヲ償還スベシ

第二十三條 交通債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十四條 帝國鐵道會計ハ豫算ノ範圍内ニ於テ交通債券ノ引受ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ引受ニ要スル支出ハ同會計ノ資本勘定ノ歳出トシ其ノ引受ケタル交通債券ハ同會計ノ資本所屬物件トス

第二十五條 帝都高速度交通營團ニ於テ交通債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十六條 政府ハ交通債券ノ元利支拂ヲ保證スルコトヲ得

前項ノ保證ニ因ル政府ノ支出ハ帝國鐵道會計ノ收益勘定ノ歲出トス

第二十七條 帝都高速度交通營團ハ地下高速度交通事業又ハ之ニ關聯スル事業ノ讓受代價ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ支拂保證アル交通債券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第二十八條 交通債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十九條 交通債券ノ所有者ハ帝都高速度交通營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先立チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第三十條 所得稅法及有價證券移轉稅法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ交通債券ニ之ヲ準用ス

第三十一條 本章ニ規定スルモノノ外交通債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 會計

第三十二條 帝都高速度交通營團ノ事業年度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄トス

第三十三條 帝都高速度交通營團ハ其ノ資本金ノ四分ノ一ニ建スル迄ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ利益金ノ百分ノ十以上ヲ積立ツベシ

第三十四條 帝都高速度交通營團ハ拂込ミタル出資金額ニ對シ勅令ヲ以テ定ムル割合ヲ超エテ利益金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

帝都高速度交通營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出費ニ對シ利益金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第五章 監督及助成

第三十五條 帝都高速度交通營團ハ主務大臣之ヲ監督ス

第三十六條 定款ノ變更及利益金ノ處分ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十七條 主務大臣ハ帝都高速度交通營團ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
主務大臣ハ部下ノ官吏ヲシテ何時ニテモ帝都高速度交通營團ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ帝都高速度交通營團ニ對シ地下高速度鐵道ノ建設又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第三十九條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ帝都高速度交通營團ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第四十條 帝都高速度交通營團ハ地下高速度鐵道ノ建設又ハ改良工事施行ノ爲地下埋設物ノ移轉其ノ他ノ工事ノ施行ヲ必要トスル場合ニ在リテハ其ノ工事ノ施行方法又ハ其ノ工事ノ施行ニ因リテ生ズル損失ノ補償ニ付當該管理者ト協議ヲ爲スベシ但シ法令ニ別段ノ規定アル場合ハ其ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

前項ノ協議ヲ爲スコト能ハザルトキ又ハ協議調ハザルトキハ帝都高速度交通營團ノ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ裁定中損失ノ補償ニ付不服アル者ハ協議ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ訴訟ハ裁定ノ效力ヲ停止セズ

第四十一條 帝都高速度交通營團ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間本法施行後新設又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム地下高速度鐵道事業ニ付所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除ス

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適

用セズ但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ勅令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第六章 罰則

第四十三條 帝都高速度交通營團本法若ハ本法ニ基キテ發スル勅令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第四十四條 帝都高速度交通營團ノ總裁、副總裁又ハ業務ヲ分掌スル理事第十八條ノ規定ニ違反シ他ノ職業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十五條 第十三條ノ規定ニ違反シ帝都高速度交通營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ帝都高速度交通營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十八條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ出資者ヲ募集スベシ

第四十九條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第五十條 出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ帝都高速度交通營團總裁ニ引渡スベシ

總裁前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

帝都高速度交通營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十一條 本法ニ規定スルモノノ外帝都高速度交通營團ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 陸上交通事業ヲ營ム會社ガ陸上交通事業調整法第二條ノ命令ニ依リ帝都高速度交通營團ニ事業ノ讓渡ヲ爲シタルトキハ其ノ讓渡ニ因リ取得シタル交通債券ノ價格ニ關シ讓渡ヲ爲シタル事業年度ニ於ケル法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依

ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 帝都高速度交通營團ニ事業ノ讓渡ヲ爲シテ解散シタル會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ時價ヲ以テ交通債券ヲ殘餘財産ノ分配金ニ充ツルコトヲ得

第五十四條 帝都高速度交通營團ハ陸上交通事業調整法第二條ノ命令ニ基キ鐵道財團ニ屬スルモノノ全部ヲ讓受ケタルトキハ該鐵道財團及之ヲ擔保トスル借入金又ハ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼ス

前項ノ場合ニ於テ帝都高速度交通營團ニ屬シタル鐵道財團ハ從前ト同一ノ態様ニ於テ前項ノ元利支拂義務ヲ擔保ス

第一項ノ規定ニ依リ社債ノ元利支拂義務ノ承繼アリタル場合ニ於テ其ノ債務ニ付テハ社債ニ關スル法令ヲ準用ス

前三項ニ規定スルモノノ外第一項ノ鐵道財團及債務ノ承繼ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十五條 登錄税法中第六條ノ三ヲ第六條ノ四トシ第六條ノ二ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ三 帝都高速度交通營團ガ交通債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 交通債券ノ拂込

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止

拂込金額 千分ノ二

每一件 金十圓

第五十六條 登録稅法第十九條第七號中「庶民金庫」ノ下ニ「帝都高速度交通營團」ヲ、「庶民

金庫法」ノ下ニ「帝都高速度交通營團法」ヲ加フ

第五十七條 印紙稅法第五條中第六號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ三 帝都高速度交通營團ノ發スル出資證券

通信省

★日本發送電株式會社法中改正法律

電氣が各種産業の原動力としてまた日常生活の必需品として、國防上、産業上、また國民生活上極めて重要な使命を擔つてゐることは今更いふ迄もない。政府はこの重要國

家資源である電力の合理的な開發と、供給の圓滑を期するため、先に昭和十三年第七十三回帝國議會の協賛を経て、他の産業部門に先立ち電力の國家管理を斷行し、その實務機關として、日本發送電株式會社の設立を見たのである。

日本發送電株式會社は國策遂行機關たる使命に基づいて、戰時下種々の惡條件に遭遇しつつも克く電力設備の擴充に、また低物價政策に照應した料金政策の維持に努力して來たが、非常時局の進展に伴ひ國家の總力を發揮し、これを國防目的に集中し得るやうに國內諸體制の整備が緊要となり、且つ綜合國力充實のための電力需要も亦急激に増加して來たので、これに備へて發送電機構の強化を期することが最も肝要となつたのである。その爲には諸般施設の實現を必要とするが、先づその第一歩として日本發送電株式會社運営の基礎を鞏固にすることが焦眉の急務と認められるので、會社の改善につき出來る限りの努力をさせると共に國家としても適當な保護助成を加へる必要を認め、同會社に對する配當補給限度の引上、課稅免除並びに本會社に對する出資によつて取得された株式の價額に關する課稅上の特別措置の三點に關し、日本發送電株式會社法に必要な改正を加へたのである。即ち第一の配當補給限度引上は、現行四分を六分とし、投

資に一層の安全感を與へて出資者を保護することにしたのである。第二の課税免除は、事變以來建設諸資材の値上りのために、發電所の建設費が極度に昂騰してゐるので、基礎産業である電力原價の騰貴を出来るだけ抑止するため、本會社の新增設備を以て營む事業についてのみ、所得に對する法人税及び營業税を免除することにしたのである。最後に本會社に對する出資により取得した株式の價額に關する課税上の特別措置は、國家が國家自身の目的實現のため、所有者の意志に拘らず出資させるのであるから、その際、評價差益金を生じて、直ぐには課税されないやうに特例を設けて出資を圓滑にするやうに配意した。

(問) 配電統制をどうするか。

(答) 配電管理法案は遂に議會に提出を見なかつたが、高度國防國家建設のための電力の重要性に鑑みると、數百の配電業者が雜然と對立し、その間に統一性も計畫性も認められぬ斯業の現状は到底許さるべきではない。従つて、配電部門に對しても急速に再編成を斷行する必要がある、發送電管理の強化と相俟つて、電氣事業の全分野について、問題の根本的解決を圖らねばならぬと考へてゐる。

【日本發送電株式會社法中左ノ通改正ス】

第十七條ノ二 會社ガ第四條ノ規定ニ基キ日本發送電株式會社ニ出資ヲ爲シタルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ價額ニ關シ出資ヲ爲シタル營業年度ニ於ケル法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二十九條 削除

第三十條ノ二 日本發送電株式會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十二年七月一日ヨリ昭和二十一年十二月三十一日ニ至ル間ニ於テ新設又ハ増設セラレタル發電設備ヲ以テ營ム事業ニ付設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得ニ對スル法人税及營業税ヲ免除ス

日本發送電株式會社前項ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ事業ヲ含ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得ニ對スル法人税及營業税ヲ免除ス

前二項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ每營業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

日本發送電株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ
 第四營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第五營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達
 セザルトキ(利益金額ナキトキ及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム)ハ政府ハ第十四營業年度迄之ニ
 達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ第五營業年度以降ニ於ケル毎營業年度ノ補給金ノ額ハ拂
 込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ相當スル額及當該年度ニ於テ支拂ヒタル社債ノ利
 息額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十一條 削除

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行後終了スル營業年度分ヨリ之ヲ適用ス

★郵便貯金法中改正法律

戰時財政經濟政策の遂行に重要な關係を有する國民貯蓄の増進を圖るため、郵便貯金の最高制限額二千圓を三千圓に引上げ、また一度の預入最低制限額十錢を五十錢に引上げることにしたのである。即ち國民貯蓄は、戰時財政經濟政策の圓滑な遂行に大切な役割

を擔つてゐるので、政府は事變以來凡ゆる機關を動員してその獎勵に努め、預金の吸收を圖つてゐるが、中でも郵便貯金は最も普遍的な國民貯蓄機關として、一段と機能の發揚に努力してゐる。然るに、郵便貯金の一人の貯金總額は二千圓までといふ比較的低位に定められてをり、貯蓄増進上尠からぬ障礙となつてゐるので、現在の國民所得及び國民貯蓄力の増進状況から見ると、最高制限額は現在の二倍乃至三倍程度に引上げて宜いのであるが、貯蓄銀行及び信用組合の預金は三千圓を超えると課税されることになつてゐるので、これ等との關係も考慮してこれを三千圓まで引上げることにしたのである。また一方、最低制限引上げの點については最近に於る郵便貯金の取扱状況を見ると、五十錢未滿の小額預入は、口數では預入總口數の「三十パーセント」を超えるにも拘らず、金額では總預入金額の僅か「〇・五七パーセント」に過ぎず、人的及び物的設備の擴充を困難とする現狀に照し考へると、何等かの對策を必要とするので、かうした見地から一度の預入最低制限額を五十錢に引上げ、小額預入取扱の合理化・經濟化を圖ることにしたのである。

因に最低制限の引上げに伴ひ、五十錢未滿の小額預入者のためには従前あつた郵便切

手貯金の制度を再開してその不便を補ふことになる筈である。

(問) 最高制限額をもつと上げたかどうか。

(答) 貨幣價值その他貯蓄奨励等を考慮すると五千圓、六千圓程度が適當のやうに思はれるが、郵便貯金だけを引き上げたために民間貯蓄機關に悪影響を及ぼすと困る。矢張り一千圓から二千圓、二千圓から三千圓といった具合に徐々に上げて行つた方がよいと思ふ。

(問) 最高制限額引き上げによる影響の見透しはどうか。

(答) 郵便貯金と民間貯蓄機關とはその利用者が全然異つてゐる。郵便貯金では農民、學生生徒等が過半数を占め、一口當り平均額は六十餘圓である。一方、民間貯蓄機關は利殖を目的とする商工業者が多く、一口當り平均額は定期が二千八百圓、据置が千六圓になつてゐて、兩者の分野は全く別れてゐる。従つて二千圓から三千圓に引き上げたために、郵便貯金の方に流入して、民間機關が悪影響を受けることは考へられない。

(問) 最低制限十錢を五十錢に引き上げると、國民の貯蓄心を阻害することになら

ないか。

(答) 一回の預入額が五十錢以下のものが全體の三割にも達してゐる點からいつても、また零細な貯蓄奨励が一般の貯蓄心向上に大きな役割をする點からいつても、却つて現在以下に引き下げた方がよいやうだが、人員では三割にも達してゐるが、預金額から見ると一分にも足りないので、取扱ひの手續、貨幣價值の變化等から五十錢に引き上げたのである。なほ、五十錢以下の貯蓄を奨励するために、切手貯金制度を復活するつもりである。

(問) 大藏省預金部資金の運用状況はどうか。

(答) 十五年末現在の總額は九十八億九千七百萬圓でその中、郵便貯金は七六・四%に當る七十五億六千百萬圓である。その六五・三%に當る六十四億六千四百萬圓は國債に、他の會計への貸付金が一%の一億四百萬圓、地方資金へ二二・七%の十二億四千二百萬圓、その他が十億八千六百萬圓になつてゐる。

【郵便貯金法中左ノ通改正ス】

第三條第一項中「十錢」ヲ「五十錢」ニ、「二千圓」ヲ「三千圓」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

★東亞海運株式會社法(修正)

大東亞共榮圈確立の目的達成のためには海上交通網の整備擴充を圖ることが不可欠の條件である。殊に對支海運經營の擴充強化を圖り、支那における我が航權の確立を期すことは喫緊の要務と認められるので、政府は先に東亞海運株式會社を設立せしめ對支海運經營の中樞機關たらしめ今日に至つたのであるが、同會社が克く外國船舶に拮抗して我が航權を確立し、對支工作の遂行を助け時局の要請に對處してその使命を全うする爲には、これを改組擴大して諸種の特權を賦與すると共に、一層政府の監督指導を強化して眞に國策會社としての機能を發揮することが緊要になつたので、この特殊會社法を制定したのである。

本法による會社は差當り資本金一億圓とし、將來必要に應じて政府も之に出資し得ることとし、また社債發行、利益配當の補給、民間株に對する優先配當等の特權を認める

等適當な保護助長を加へると共に、社長、副社長は政府が任命し、理事の選任、定款變更その他重要事項は政府の認可を受けさせ、或ひは必要な命令を發する等監督指導に意を用ひ、その使命完遂に遺憾ないやうにした。

【法 文】

第一章 總 則

第一條 東亞海運株式會社ハ支那ヲ中心トスル本邦海運業ノ振興發展ヲ圖ルヲ目的トスル株式會社トス

第二條 東亞海運株式會社ノ資本ハ一億圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 政府ハ東亞海運株式會社ニ對シ出資ヲ爲スコトヲ得

政府ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第四條 東亞海運株式會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得

政府ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ其ノ所有スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ニ充ツルコトヲ得

第五條 政府第三條第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲

シ又ハ其ノ所有スル株式ノ株金拂込ニ充ツル場合ニ於テハ其ノ財産ノ價格並ニ之ニ對シテ與

フル株式ノ種類及數ニ付東亞海運株式會社政府出資財産評價委員會ノ議ヲ經ベシ
東亞海運株式會社政府出資財産評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

商法第三百五十三條ノ規定ハ東亞海運株式會社ニハ之ヲ適用セズ

第六條 東亞海運株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ
社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國
人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

政府ノ許可ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ東亞海運株式會社ノ株式ヲ所有スルコトヲ得
第七條 東亞海運株式會社ニ非ザルモノハ東亞海運株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商
號ト爲スコトヲ得ズ

第二章 役員

第八條 東亞海運株式會社ニ社長副社長各一人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

第九條 社長ハ東亞海運株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ東亞海運株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之
ニ參與ス

監事ハ東亞海運株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

東亞海運株式會社ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ退職後五年間ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非
ザレバ東亞海運株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ(註、この部分が修正されたのである)

第十一條 社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ
政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 業務

第十二條 東亞海運株式會社ハ支那各港間、日本支那間支那第三國間ニ於ケル海運業ヲ營ムモ
ノトス

東亞海運株式會社ハ政府ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ノ外本會社ノ目的達成
上必要ナル附帶事業ヲ營ムコトヲ得

第四章 政府ノ監督及助成

第十三條 政府ハ東亞海運株式會社ノ業務ヲ監督ス

第十四條 東亞海運株式會社社債ヲ募集セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十六條 東亞海運株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十七條 政府ハ東亞海運株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十八條 政府ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ東亞海運株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査セシムルコトヲ得

政府必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ東亞海運株式會社ニ命ジテ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第十九條 政府ハ東亞海運株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十條 政府ハ其ノ指定スル定期航路ヲ經營セシムル爲東亞海運株式會社ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第二十一條 東亞海運株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十二條 東亞海運株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ニ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ相當スル額及當該年度ニ於テ支拂ヒタル社債ノ利息額ノ合計ヲ超ユルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

東亞海運株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヨリ前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金額ト看做ス

第二十三條 東亞海運株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第二十四條 東亞海運株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十五條 政府ハ東亞海運株式會社ノ社債ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第二十六條 東亞海運株式會社ノ社債ノ所有者ハ東亞海運株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第五章 罰則

第二十七條 東亞海運株式會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副

社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第二十八條 東亞海運株式會社ノ社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事第十一條ノ規定ニ違反シ

タルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第二十九條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 昭和十四年八月五日設立セラレタル東亞海運株式會社(以下暫定會社ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商法第三百四十三條ニ定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ東亞海運株式會社ト爲ルコトヲ得

暫定會社前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十二條 前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ政府ハ設立委員ヲ命ジ暫定會社ヲ東亞海運株式會社ト爲ス爲ニ必要ナル事務ヲ處理セシム

前項ノ設立委員ノ中少クトモ二人ハ暫定會社ノ取締役ノ中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス

設立委員ノ任命アリタル後ハ暫定會社ノ取締役ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ會社ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 第三十三條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ
- 第三十四條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ暫定會社ノ株式ニ引當テラルベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ
- 第三十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ
- 第三十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ
- 第三十七條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
- 第三十八條 前條ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ
- 創立總會ノ決議ハ新株ノ引受人及新株ノ引受ヲ爲サザル暫定會社ノ株主ノ合計ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル者出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス
- 第三十九條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ
- 第四十條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ東亞海運株式會社社長ニ引渡スベシ
- 第四十一條 商法第六十七條、第八十一條及第八十五條ノ規定ハ東亞海運株式會社ノ設

立ニハ之ヲ適用セズ

- 第四十二條 東亞海運株式會社ノ成立ニ因リ暫定會社ハ之ニ吸收セララルモノトシ暫定會社ノ權利義務ハ東亞海運株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス
- 第四十三條 前條ノ規定ニ依リ暫定會社ガ東亞海運株式會社ト爲リタルトキハ法人税法及營業税法ノ適用ニ關シテハ暫定會社ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ト看做シ東亞海運株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シタル法人ト看做ス
- 東亞海運株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込株金額中暫定會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ登録稅ヲ課セズ東亞海運株式會社ガ前條ノ規定ニ依リ暫定會社ヨリ不動産又ハ船舶ニ關スル權利ヲ承繼スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキ亦同ジ
- 前條ノ規定ニ依ル暫定會社ヨリ東亞海運株式會社ヘ有價證券ノ移轉ニ付テハ有價證券移轉稅ヲ課セズ
- 第四十四條 第三十一條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外暫定會社ガ東亞海運株式會社ト爲ル場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四十五條 第三十一條第一項ノ決議ナキ場合又ハ其ノ決議ガ效力ヲ生ゼザル場合ニ於テハ東亞海運株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四十六條 本法施行ノ際現ニ東亞海運株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ

本法施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第七條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ

拓務省

★樺太開發株式會社法

樺太は領有以來三十有餘年、官民の和衷協力によつて、拓殖の實が次第に擧つたといへ、その生産各面に於ける開發の餘地は未だ極めて多く、その賦存資源の開發は一に懸つて今後の經營に俟たなければならぬ現狀である。恰も高度國防國家體制確立の要が緊迫した秋、時局下重要資源である石炭及び木材の積極的開發とその合理的利用を圖るため、石炭採掘事業、斫伐事業及び造林事業を經營すると共に、機械化農業を經營し、島内食糧自給の一助に資する等のため、その推進的機構として新たに樺太開發株式會社を設立することになつた。

いま、本會社の概要を述べると、先づ本會社は特別法である樺太開發株式會社法を制定して設立するのであつて、所謂特殊會社である。資本金は總額五千萬圓で、總株數は百萬株、一株の金額を五十圓とし、第一回拂込金はその二分の一の豫定である。資本構成は半額を政府出資、半額を民間出資とし、政府出資は樺太廳所有の石炭鑛區の鑛業權及び金錢で充てる豫定である。この政府から現物出資すべき石炭鑛區の鑛業權については、別に評價委員會を設けて公正妥當な評價をするのである。尙ほ民間出資中一部の株式は公募する豫定である。本店は豊原市に置き、支店と出張所は政府の承認を受け、事業の必要に應じて適當の地に置くことになつてゐる。役員は社長、副社長各一人、理事は三人以上及び監事二人以上とし、社長と副社長は主務大臣が命じ、任期を五年、理事は株主總會で選舉した二倍の候補者の中から主務大臣が之を命じ、任期を四年、監事は株主總會で選任し、任期を二年としてゐる。

事業内容は、樺太に於ける鑛業、林業、農畜産業及びこれ等の加工事業、經濟開發のため必要な資金の供給及びこれ等の事業に附帶する事業並びに以上の外經濟開發のため必要な事業の經營である。本會社に對しては、資金の調達を容易且つ圓滑にするために

特權として拂込資本金額の三倍を限り樺太開發債券を發行出来るものとしてゐる。本會社の事業に對しては、政府は適宜に助成の途を講じ、その健全な發達を庶幾すると共に、毎營業年度に於ける利益の配當に關しては、民間株に對し六分の配當が可能となるまで政府の持株に對しては利益の配當を要しないことにし、民間の持株に對する優先配當を認めてゐる。尤も、利益金額が民間株に對し年六分の割合を超過した場合に、これを超えて利益の配當をしようとするときには、その超過額は之を政府持株四、民間株一の割合で配當し、政府持株に對し徐々に配當を増加して政府及び民間に對する配當率を均一の割合に達せしめる仕組になつてゐる。尙ほ本會社の性質に鑑み、政府は必要な監督を加へることにし、樺太開發株式會社監理官を置いて會社の業務を常時監視させる外、會社業務の重要事項については政府の認可又は許可を受けさせ、業務監督上必要な命令を發し得ることとし、會社の決議または役員が行爲が法令定款に違反する等の場合には右決議を取消し、または役員を解任し得るものとする等會社の使命達成に遺憾ないやうにしてゐる

【法 文】

第一章 總 則

第一條 樺太開發株式會社ハ樺太ニ於ケル經濟開發ヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ豊原市ニ置ク

第二條 樺太開發株式會社ノ資本ハ五千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 政府ハ樺太開發株式會社ニ對シ其ノ資本ノ半額ヲ限り出資スルコトヲ得
政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得
政府ハ樺太廳長官ノ管理ニ屬スル金鏡以外ノ財産ヲ以テ樺太開發株式會社ニ對スル出資ノ目的ト爲シ又ハ其ノ所有スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ニ充ツルコトヲ得

政府前項ノ規定ニ依リ出資又ハ株金ノ拂込ヲ爲サントスルトキハ出資又ハ株金拂込ノ目的タル財産ノ價格ニ付樺太官有財産評價委員會ニ諮問スベシ

樺太官有財産評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ規定ニ依リ政府ニ於テ引受ケタル株式ノ拂込金ハ樺太廳特別會計ノ歳出トス

第五條 樺太開發株式會社ニ對スル政府ノ出資ハ樺太廳特別會計ノ所屬トス

第六條 樺太開發株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若

ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第七條 樺太開發株式會社ニ非ザルモノハ樺太開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二章 役員

第八條 樺太開發株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第九條 社長ハ樺太開發株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ樺太開發株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ樺太開發株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ選舉シタル二倍ノ候補者中ヨリ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

第十一條 社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 營業

第十二條 樺太開發株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 鑛業、林業、農業及畜産業
 - 二 農林畜産物ノ加工事業
 - 三 經濟開發ノ爲必要ナル資金ノ供給
 - 四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
 - 五 前各號ノ外經濟開發ノ爲必要ナル事業
- 前項第四號又ハ第五號ノ事業ヲ營マントストキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四章 樺太開發債券

第十三條 樺太開發株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ限り樺太開發債券ヲ發行スルコトヲ得

樺太開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九十六條ノ規定ヲ適用セズ

第十四條 樺太開發債券ヲ發行セントストキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 樺太開發債券ノ所有者ハ樺太開發株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先立チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第五章 利益金ノ處分

第十六條 樺太開發株式會社利益金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 樺太開發株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第十八條 樺太開發株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第十九條 樺太開發株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト四ノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第六章 政府ノ監督

第二十條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 主務大臣ハ樺太開發株式會社監理官ヲ置キ樺太開發株式會社ノ業務ヲ監視セシム

樺太開發株式會社監理官ハ何時ニテモ樺太開發株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

樺太開發株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ樺太開發株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

樺太開發株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十二條 樺太開發株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 樺太開發株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 樺太開發株式會社ノ定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十五條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十七條 主務大臣ハ本法中其ノ職務ニ屬スル事項ノ一部ヲ樺太廳長官ニ委任スルコトヲ得

第七章 罰則

第二十八條 樺太開發株式會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第二十九條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第二十條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ樺太開發株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第二十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第二十四條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至

第七號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第二十五條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ

受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株主付第一回ノ拂込ヲ爲サシメ其ノ拂込アリタルトキハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第三十六條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第三十七條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ樺太開發株式會社社長ニ引渡スベシ

第三十八條 商法第六十七條、第八十一條及第八十五條ノ規定ハ樺太開發株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第三十九條 本法施行ノ際現ニ樺太開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第七條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ニ掲グル者ニ適用セズ

第四十條 明治四十五年法律第二十三號第一條第二項中「人造石油製造事業ノ許可ヲ受ケタル會社」ノ下ニ「又ハ樺太開發株式會社」ヲ加フ

第四十一條 登錄稅法第六條第一項第十一號中「又ハ鑛業開發債券」ヲ「鑛業開發債券又ハ樺太開發債券」ニ改ム

厚生省

★健康保険法中改正法律

健康保険は昭和二年一月實施以來今回の改正は四回目である。即ち、昭和四年に事務上の改正、昭和九年に被保険者の範圍の擴張の改正、また昭和十四年には保險給付内容の擴張の改正等があつたが、今回の改正は被保険者の範圍の擴張であつて、從來任意包括適用事業であつた貨物積卸の事業の被備者を強制被保険者とし、また新たに航空機による運送の事業または平水區域を航行する船舶及び船舶法第二十條で規定する船舶による運送の事業に従事する者、並びに清掃、焼却、屠殺の各事業の被備者を強制被保険者にするものである。また法律の改正とは關係ないが、農産物、林産物若しくは水産物の栽培、採取、採捕、處理若しくは養殖、園藝、養蠶又は養畜の事業を新たに任意包括適用事業と

して勅令で指定する豫定である。

右の各事業並びにこれ等の事業の被備者についてその概要を説明しよう。

(一) 健康保険法の改正によつて強制適用となるもの

これに該当するものは貨物積卸の事業で、船舶から又は船舶への貨物の積卸、岸壁、波止場、停車場、倉庫その他の場所で貨物の取扱又は工場、鑛山若しくは土石砂鑛を採取する場所で貨物の積卸に關する事業である。従つてこれ等の場所で貨物積卸の事業に被備される荷役労働者が強制被保険者になるのだが、これ等の労働者は働く場所、取扱ふ貨物の種類等でのその呼稱は異なるのである。例へば沖仲仕、岡仲仕、嵩仲仕、石炭仲仕、石仲仕、車仲仕等は何れも荷役労働者と看做すのである。

貨物積卸の事業は從來任意包括適用事業として認められてゐたが、その手續が事業主の申請及び政府の認可を要する關係もあつて健康保險の保護恩惠を受ける者は小部分に限られてゐた。然し現下の情勢は海陸共に交通運送事業の繁忙輻輳となり、これに直接關聯する貨物積卸の事業の被備者は漸次増加し、その労働事情も運送事業に従事する者と何等異なる所はないので健康保險を強制適用することにした。

(二) 法律改正の結果、新たに勅令の指定により強制適用となるもの

(イ) 運送事業の内、従来指定のものは自動車、荷牛馬車又は荷車によるものと、索道さくたうによるものに限られてゐたが、今回の改正で陸上運送事業に限らず、新たに航空機による運送事業と平水区域を航行する船舶又は船舶法第二十條規定の船舶運送の事業を指定することになった。

(1) 航空機による運送事業 この事業の被備者として適用を受けるものは乗務員及び地上勤務者等である。

(2) 平水区域を航行する船舶又は船舶法第二十條規定の船舶運送の事業 平水区域とは船舶安全法施行規則第二十六條規定の区域で、陸地に近い区域、即ち湖川、港内等を謂ふのである。船舶法第二十條規定の船舶とは總噸數二十噸未満又は積石數二百石未満の船舶及び端舟、その他櫓櫓だけで運轉し又は主に櫓櫓で運轉する舟を謂ふのである。従つて船員保険法の適用を受けない小型船舶の乗組員に強制適用される。

(ロ) その他勅令指定事業の清掃、焼却、屠殺業

(1) 清掃の事業 汚物、即ち塵芥、汚泥、汚水及び尿尿等の清掃事業で、例へば道路及び河溝掃除業、硝子掃拭業、電話器消毒業、煙突掃除業、家屋消毒業及び尿尿取扱業等で、

塵芥、尿尿の集蒐人夫、尿尿、塵芥運搬自動車運轉手、助手、人夫、硝子掃拭人夫等に強制適用される。

(2) 焼却事業 人畜の屍體及び塵芥等の焼却の事業、即ち火葬業、汚物焼却業等で、釜焚人夫、塵芥整理人夫、茶屋給仕、事務員等に適用される。

(3) 屠殺事業 獸畜類の屠殺事業で、屠手、同副手(屍體の解體分類をする者)事務員等に適用される。

(三) 勅令指定で新たに任意包括の適用となるもの

農産物、林産物若くは水産物の栽培、採取、採捕、處理若くは養殖、園藝、養蠶又は養畜の事業等で、農園業、果樹業、牧場業、養蜂業、蠶種製造業、眞珠養殖業、種苗業、植木業等であつて、これ等に被備される者は農業労働者、造園師、植木職、牧夫、炭焼夫、伐木夫等である。

尙ほ、強制被保険者の増加は約十五萬人の見込である。

【健康保険法中左ノ通改正ス】

第十三條第三號中「陸上ニ於テ爲ス」ヲ削リ同號ニ左ノ如ク加フ

(ハ) 貨物積卸ノ事業

(ト) 前各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

第十四條第一項第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 削除

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

★貸家組合法

本法は住宅營團法と共に現在の住宅難緩和のための重要對策として制定されたものである。

現在の住宅難は今次事變勃發以來、重要産業の急激な膨張發展に伴ふ勞務者の激増に對して住宅の供給が諸種の事情のために事變前よりも却つて減少して來たことに歸因する。

従來の貸家投資家は個々に分散してゐて、その間に何らの組織もなかつたため、建築

用資材、勞力の取得等について種々の困難に逢着したのが、現在の借家の供給不足の大きな原因と認められる。

元來、我が國の庶民住宅の供給は殆どこの貸家投資家によつてゐたから、住宅供給の増加を圖るためには、これらの貸家投資家に建築用資材とか勞力等について種々の便宜を與へることが緊要なので、本法を制定することになつた。

本法の概略は次の通りである。

一、目的 貸家組合は組合員の貸家の供給を圓滑にすると共に組合員の貸家經營の適正を圖ることを目的とする(第一條第一項)。

二、組織 組合は法人とし(第一條第三項)、貸家の所有者または貸家の經營者を以て組織する(第一條第二項)。なほ、貸家建設を促進するために貸家の建設をなさうとする者も組合に加入出来る(第二十九條)。

三、事業 組合は左の事業を行ふことができる(第二條)。

一、組合員の貸家の建設に必要な土地及び資材の取得その他貸家の建設に關する共同施設

二、組合員の貸家の賃料の取立、修繕その他貸家の經營に關する共同施設